

児童虐待防止対策の状況について

目次

□主要データ

・虐待相談対応件数の推移、その内訳、相談経路	1
・死亡事例の推移	2
・虐待相談対応件数、一時保護件数、施設入所件数	3
・市町村の虐待相談対応件数の推移	4
・虐待相談の経路別件数の割合（児相・市町村別）	5

□児童相談所関係

・概要	6
・専門職関係（児童福祉司、児童心理司、弁護士、医師、保健師、警察との連携等）	7
・機能分化	33
・臨検・捜索	34
・保護者指導	35
・管轄人口	36
・中核市関係	37
・一時保護関係	41
・協同面接関係	47
・189	50

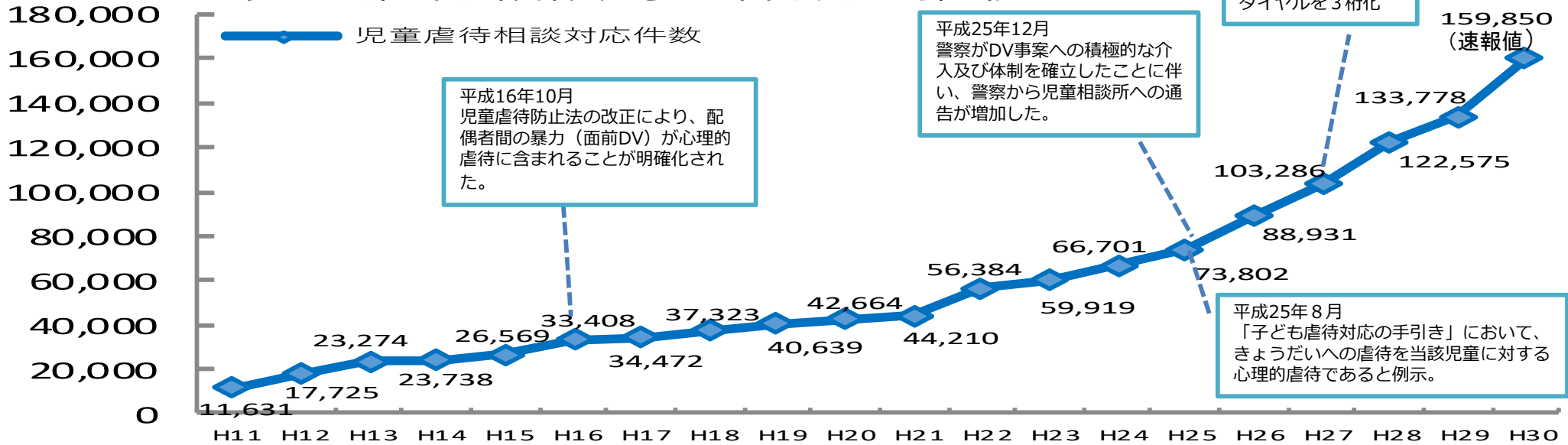
□市町村その他の機関関係、その他

・市町村における支援体制の全体イメージ	51
・子育て世代包括支援センター関係	52
・市区町村子ども家庭総合支援拠点関係	53
・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業	57
・要保護児童対策地域協議会関係	59
・社会的養護	63
・DV対策関係	73
・体罰関係	76

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 平成30年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数（速報値）は、159,850件。平成11年度に比べて約13.7倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（55.3%）、次いで身体的虐待の割合が多い（25.2%）。
- 相談経路は、警察等（50%）、近隣知人（13%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。

児童虐待相談対応件数の推移



○ 虐待相談の内容別割合

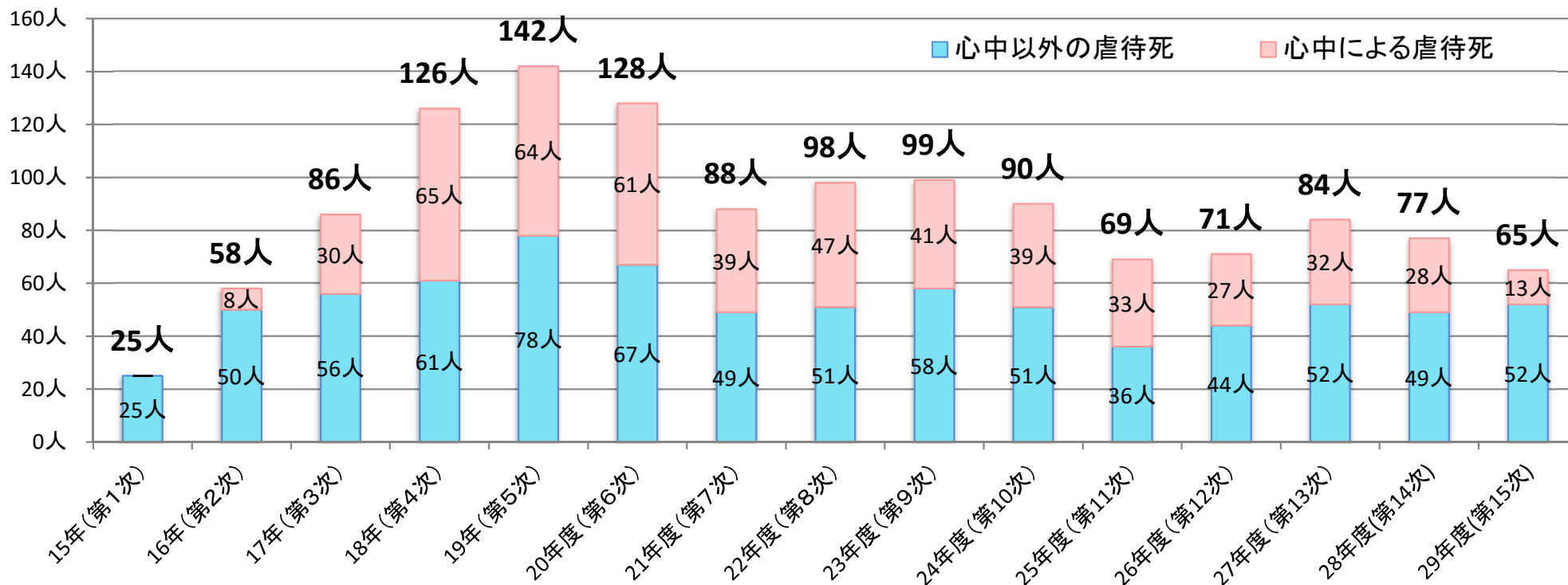
	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成30年度	40,256 (25.2%) (+7,033)	29,474 (18.4%) (+2,653)	1,731 (1.1%) (+194)	88,389 (55.3%) (+16,192)	159,850 (100.0%) (+26,072)

○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
30年度	11,178 (7%) (+1,514)	2,313 (2%) (+142)	21,449 (13%) (+4,467)	1,414 (1%) (+296)	8,331 (5%) (+705)	230 (0%) (+12)	216 (0%) (+48)	3,542 (2%) (+343)	2,440 (2%) (+394)	79,150 (50%) (+13,095)	11,449 (7%) (+2,168)	18,138 (11%) (+2,888)	159,850 (100%) (+26,072)

児童虐待による死亡事例の推移(児童数)

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による検証結果より



(注1) 平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、(注2) 平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、(注3) 平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

第1次から第15次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果

【心中以外の虐待死 735例、779人】

- 0歳児の割合は47.9%、中でも0日児の割合は19.1%。さらに、3歳児以下の割合は77.2%を占めている。
- 加害者の割合は実母が55.1%と最も多い。
- 妊娠期・周産期の問題では、予期しない妊娠／計画していない妊娠、妊婦健康診査未受診の状況が25%強に見られている。
(※第3次報告から第15次報告までの累計)
- 家庭における地域社会との接触がほとんど無い事例は39.1%であった。(※第2次報告から第15次報告までの累計)

平成29年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 133,778件※1

一時保護 21,268件※2

施設入所等 4,579件※3、4



内訳															
児童養護施設 2,396件				乳児院 800件				里親委託等 593件				その他施設 790件			
20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2,563件	2,456件	2,580件	2,697件	679件	643件	728件	713件	282件	312件	389件	439件	638件	620件	739件	650件
24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度
2,597件	2,571件	2,685件	2,536件	747件	715件	785件	753件	429件	390件	537件	464件	723件	789件	778件	817件
28年度				28年度				28年度				28年度			
2,651件				773件				568件				853件			

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

- ※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（実数）
- ※2 児童虐待を要因として一時保護したが、平成29年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）
- ※3 児童虐待を要因として、平成29年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）
- ※4 平成29年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 10,633件

○ 平成29年度の児童福祉法第28条第1項
第1号及び第2号による措置 承認件数 182件

市町村児童虐待相談対応件数の推移

○ 全国の市町村における児童虐待に関する相談対応件数は、年々増加傾向にある。

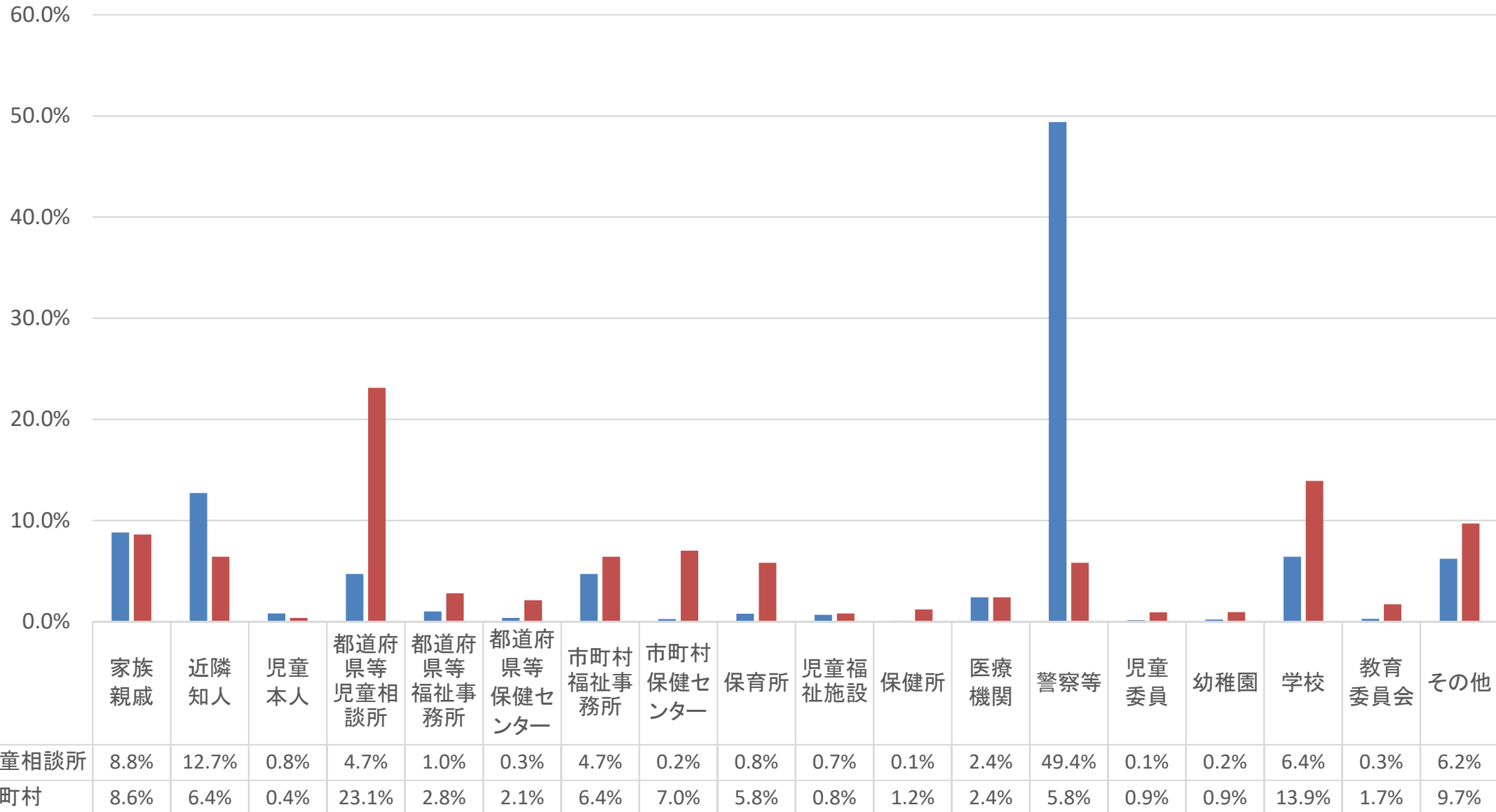


※平成22年度は東日本大震災の影響により、岩手県及び宮城県(仙台市以外)の一部、福島県を除いて集計した数値。

【出典:福祉行政報告例】

平成29年度児童虐待相談の経路別件数の割合（児童相談所・市町村別）

- 児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路の割合は、警察等が49.4%と最も多くなっている。
- 市町村に寄せられた虐待相談の相談経路の割合は、児童相談所が23.1%と最も多くなっている。



児童相談所の概要

1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの安全を確保するとともにその権利擁護を図る。

2 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市・金沢市・明石市)
- 全国215か所(平成31年4月1日現在)

3 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。
* 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

4 業務

- ① 市町村援助(市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助)
- ② 相談(家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定)
- ③ 一時保護
- ④ 措置(在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等) 等

5 職員

- 所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等(児童相談所の規模による)
- 全国の職員数: 14, 159人(平成31年4月1日現在)
(内訳) ・ 児童福祉司 3, 817人(うち児童福祉司スーパーバイザー 731人)
・ 児童心理司 1, 570人 ・ 医師 664人 ・ 保健師 143人 等

6 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談…保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談…未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談…肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談…ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談…家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

児童福祉司の概要

1 児童福祉司の位置づけ

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。(児童福祉法第13条第1項等)

2 児童福祉司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

- (1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること
- (2) 必要な調査、社会診断※を行うこと

※調査により、子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

- (3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと
- (4) 子ども、保護者等の関係調整(家族療法など)を行うこと

3 児童福祉法第13条第3項に基づく任用の要件

- 都道府県知事の指定する児童福祉司等養成校を卒業、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- 大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したもの
- 医師
- 社会福祉士
- 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- 上記と同等以上の能力を有する者であって、厚生労働省令で定めるもの

4 児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。(児童福祉法第13条第8項)

5 人数等

- 全国の児童相談所に 3,817名(平成31年4月1日現在、任用予定含む)配置されている。
- 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定める。(児童福祉法第13条第2項)

※政令で定める基準:児童福祉司は、各児童相談所の管轄地域の人口3万に1人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量(児童虐待相談対応件数)に応じて上乗せを行う。(令和4年度までの間は経過措置を設ける。)

平成31年度 児童福祉司の配置状況について (平成31年4月1日時点)

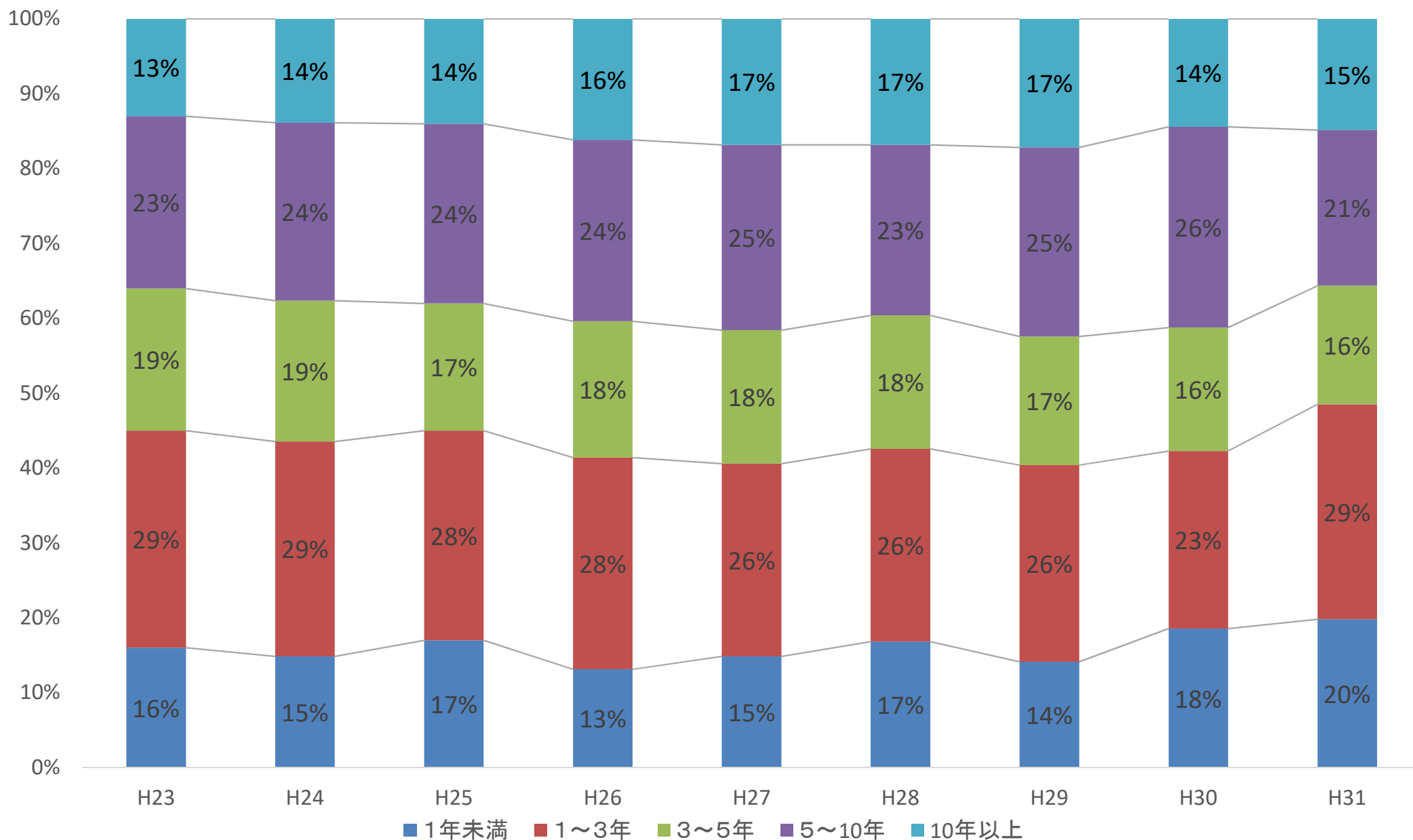
	配置員数
北海道	89
青森県	46
岩手県	43
宮城県	32
秋田県	29
山形県	28
福島県	50
茨城県	75
栃木県	38
群馬県	52
埼玉県	203
千葉県	171
東京都	274
神奈川県	117
新潟県	46
富山県	23
石川県	21
福井県	22
山梨県	23
長野県	56
岐阜県	55
静岡県	58
愛知県	139
三重県	57

	配置員数
滋賀県	44
京都府	47
大阪府	199
兵庫県	101
奈良県	31
和歌山県	32
鳥取県	20
島根県	26
岡山県	36
広島県	51
山口県	38
徳島県	25
香川県	37
愛媛県	35
高知県	30
福岡県	80
佐賀県	22
長崎県	35
熊本県	29
大分県	35
宮崎県	29
鹿児島県	42
沖縄県	50

	配置員数
札幌市	39
仙台市	27
さいたま市	49
千葉市	29
横浜市	132
川崎市	62
相模原市	30
新潟市	22
静岡市	21
浜松市	26
名古屋市	106
京都市	58
大阪市	111
堺市	41
神戸市	40
岡山市	23
広島市	30
北九州市	25
福岡市	39
熊本市	31
横須賀市	21
金沢市	14
明石市	20
合計	3,817

※ 所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員・市町村担当であって児童福祉司の発令を受けている者を含む。

児童福祉司の勤務年数割合の推移について(各年度4月1日時点)



※ H23～H28は、所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く

※ H29 は、所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員であって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く

※ H30 は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、非常勤を含む

※ H31 は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当・市町村支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、非常勤を含む

児童福祉司の任用要件

基礎資格	医師 社会福祉士 精神保健 福祉士	都道府県 知事の指定する 養成校を卒業 又は 都道府県 知事の指定する 講習会の課程を 修了した者	大学で 心理学、 教育学、 社会学を 専修し卒業	助産師 教員(1種) 保健師	看護師 保育士 教員(2種)	児童 指導員	社会福祉主事(※1)		
実務経験	—	—	相談援助 業務 (指定施設で 1年以上)	相談援助 業務 (指定施設 で1年以上)	相談援助 業務 (指定施設 で2年以上)	相談援助 業務 (指定施設 で2年 以上)	児童福 祉事業 (2年以 上(※2))	児童福祉事業 + 児童相談所 所員経験 (合計2年以上 (※3))	児童福祉 事業 (3年以 上(※3))
指定講習会 の要否	—	—	—	○	○	○	○	○	○
人数 3,817人 (100%)	1,717人 (45.0%)	271人 (7.1%)	1,156人 (30.3%)	177人 (4.6%)		16人 (0.4%)	480人 (12.6%)		

※1 社会福祉主事: 年齢20歳以上の者で以下のいずれかに該当するもの

- ① 大学、高等学校、専門学校において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
(社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学及び家政学のうち3科目以上)
- ② 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ③ 社会福祉士
- ④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- ⑤ 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

※2 社会福祉主事としての経験

※3 社会福祉主事たる資格を得た後の経験

児童福祉司の各任用区分の人数(都道府県等別)

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分						
	1号	2号	3号	4号	5号	6号	計
北海道		34		19	16	20	89
青森県		5		12	27	2	46
岩手県		16		19	4	4	43
宮城県	4	10		10		8	32
秋田県		4		6	17	2	29
山形県	1	19		6	2		28
福島県		23		22	5		50
茨城県	2	25		38	2	8	75
栃木県	11	11		1		15	38
群馬県	18	8		13	5	8	53
埼玉県	3	52		136		12	203
千葉県	11	64		51	2	43	171
東京都	15	91		109	1	58	274
神奈川県		109		8			117
新潟県		46					46
富山県	2	7		10		4	23
石川県	1	9		9		2	21
福井県		11		10		1	22
山梨県	6			12		5	23
長野県		9		40	5	2	56
岐阜県	1	23		28		3	55
静岡県	8	22		15		13	58
愛知県	11	35		86	4	3	139
三重県	15	17		14	10	1	57
滋賀県		20		13	10	1	44
京都府	4	7		19	2	15	47
大阪府	6	59		121	2	11	199
兵庫県	6	35		26	16	18	101
奈良県	4	17		5	5		31
和歌山県		7		19	5	1	32
鳥取県		5		12		3	20
島根県		13		8	4	1	26
岡山県		16		18		2	36
広島県		24		9	6	12	51
山口県		7		1	14	16	38

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分						
	1号	2号	3号	4号	5号	6号	計
徳島県		10		6	4	5	25
香川県		20		14		3	37
愛媛県	1	1		9	15	9	35
高知県	5	6		16	2	1	30
福岡県	18	8		33	11	10	80
佐賀県	6	2		9		5	22
長崎県		13		17	5		35
熊本県	4	3		10	10	2	29
大分県	7	4		9		15	35
宮崎県	5	10		12	2		29
鹿児島県	1	8		15	18		42
沖縄県		15		34	1		50
札幌市		19		19		1	39
仙台市	1	1		16	6	3	27
さいたま市	10	2		28	4	5	49
千葉市		10		17	2		29
横浜市	4	43		80	3	2	132
川崎市		1		56	3	2	62
相模原市		2		23	5		30
新潟市				17	2	3	22
静岡市	7	2			2	10	21
浜松市	10			13		3	26
名古屋市	29	26		38	5	8	106
京都市	2	8		4	15	29	58
大阪市		17		72	16	6	111
堺市		1		28	7	5	41
神戸市	1	19		17		3	40
岡山市	8			15			23
広島市	2	7		10	10	1	30
北九州市	18	5		2			25
福岡市	3			27		9	39
熊本市				22	4	5	31
横須賀市				11	5	5	21
金沢市		2		10		2	14
明石市				5		15	20
合計	271	1,125	0	1,639	321	461	3,817

児童福祉法 第13条 第3項	内容
1号	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
3号	医師
4号	社会福祉士
5号	社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
6号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

②児童福祉司の各任用区分の人数(児童福祉法第13条第3項第6号に該当する者の区分)

児福法規則 第6条	内容	人数
1号	学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下この条において「相談援助業務」という。）に従事したもの	6
2号	学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの	24
3号	外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの	1
4号	社会福祉士となる資格を有する者（法第十三条第三項第三号の二に規定する者を除く。）	11
5号	精神保健福祉士となる資格を有する者	67
6号	保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会（以下この条において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの	49
7号	助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	0
8号	看護師であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	6
9号	保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	88
10号	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上（同法に規定する二種免許状を有する者にあつては二年以上）相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	34
11号	社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者 イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間 ロ 児童相談所の所員として勤務した期間	132
12号	社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者（前号に規定する者を除く。）	27
13号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	16
計		461

指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の概要

1 スーパーバイザーの位置づけ ※下線は、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）による改正

他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司

（児童福祉法第13条第5項）

2 スーパーバイザーの主な業務内容（児童相談所運営指針）

児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと

3 スーパーバイザーの要件

- ・ 児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない。（児童福祉法第13条第6項）
- ・ 厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならない。（令和4年4月1日施行）

4 スーパーバイザー任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。（児童福祉法第13条第9項）

※ 「児童福祉司」は、スーパーバイザーを含む

5 人数等

- 全国の児童相談所に731名（平成31年4月1日現在）配置されている。
- 指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の数は、政令で定める基準※を参酌して都道府県が定める。
（児童福祉法第13条第7項）

※ 政令で定める基準：指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の数は、児童福祉司（スーパーバイザー以外）5人につき1人以上であること【参酌基準】（児童福祉法施行令第3条第2項）

平成31年度 指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の配置状況について（平成31年4月1日時点）

	配置員数
北海道	17
青森県	7
岩手県	6
宮城県	7
秋田県	3
山形県	4
福島県	9
茨城県	14
栃木県	8
群馬県	9
埼玉県	43
千葉県	29
東京都	57
神奈川県	15
新潟県	9
富山県	5
石川県	4
福井県	4
山梨県	4
長野県	13
岐阜県	9
静岡県	10
愛知県	27
三重県	4

	配置員数
滋賀県	10
京都府	6
大阪府	49
兵庫県	9
奈良県	6
和歌山県	6
鳥取県	5
島根県	8
岡山県	8
広島県	14
山口県	7
徳島県	5
香川県	7
愛媛県	3
高知県	9
福岡県	24
佐賀県	5
長崎県	9
熊本県	4
大分県	8
宮崎県	6
鹿児島県	5
沖縄県	12

	配置員数
札幌市	8
仙台市	5
さいたま市	7
千葉市	5
横浜市	30
川崎市	12
相模原市	8
新潟市	3
静岡市	2
浜松市	6
名古屋市	30
京都市	13
大阪市	19
堺市	9
神戸市	7
岡山市	4
広島市	3
北九州市	3
福岡市	8
熊本市	4
横須賀市	3
金沢市	0
明石市	0
合計	731

※スーパーバイザー数については、所長・次長等が兼務している場合を除く

児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等について

改正児童福祉法を踏まえ義務化された、平成29年4月から実施される児童福祉司等に対する研修の内容については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG（座長 山縣文治：関西大学教授）」において、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行い、研修等の到達目標やカリキュラム等を策定し、当該カリキュラム等を基に、研修等の基準等を平成29年厚生労働省告示第130号、同第131号、同第132号、同第134号で定め、詳細については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において示したところである。

	児童福祉司任用前講習会	児童福祉司任用後研修	児童福祉司 スーパーバイザー研修	要保護児童対策調整機関 専門職研修
到達目標	知識、態度について 82項目	知識、技術、態度について 151項目	知識、技術、態度について 87項目	知識、技術、態度について 219項目
時間数等	30時間（90分×20コマ） 講義を中心に演習と一体的に 実施	30時間（90分×20コマ） 演習を中心に講義と一体的に 実施	28.5時間（90分×19コマ） 演習15コマ、講義4コマ	28.5時間（90分×19コマ） 講義13コマ、演習6コマ
研修期間	5日間程度 （修業期間は概ね1月以内）	5日間程度 （修業期間は概ね6月以内）	OJTをはさんで前期3日程 度、後期3日程 （修業期間は概ね6月以内）	5日間程度、 または3日程を2回 （修業期間は概ね6月以内）
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人 ※スーパーバイザー研修については、平成29年度は試行的実施			
講師	講師は各科目を教授するのに適当な者であること			
研修の 修了	振り返り（レポート作成等）、修了証の交付、修了の記録（修了者名簿等による管理）			

児童福祉司任用前講習会			児童福祉司任用後研修			児童福祉司スーパーバイザー研修			要保護児童対策調整機関専門職研修		
番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数
1	子どもの権利擁護	1	1	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	4	1	子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	1	1	子どもの権利擁護と倫理	1
2	子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	2	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	2	スーパービジョンの基本(講義)	1	2	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1
3	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	3	児童相談所における方針決定の過程	1	3	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	2	3	要保護児童対策地域協議会の運営	2
4	子どもの成長・発達と生育環境	2	4	社会的養護における自立支援	3	4	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	4	会議の運営とケース管理	1
5	ソーシャルワークの基本	1	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	3	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	1	5	児童相談所の役割と連携	1
6	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	3	6	行政権限の行使と司法手続き	2	6	行政権限の行使と司法手続き	1	6	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	2
7	児童相談所における方針決定の過程	1	7	子ども虐待対応	4	7	子ども虐待対応	4	7	社会的養護と市区町村の役割	1
8	社会的養護における自立支援	2	8	非行対応	2	8	非行対応	1	8	子どもの成長・発達と生育環境	1
9	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	2				9	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	2	9	子どもの生活に関する諸問題	1
10	行政権限の行使と司法手続き	1				10	スーパービジョンの基本(演習)	3	10	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	2
11	子ども虐待対応の基本	3				11	子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	1	11	子ども虐待対応	3
12	非行対応の基本	1				12	ソーシャルワークとケースマネジメント	1	12	母子保健の役割と保健機関との連携	1
13	障害相談・支援の基本	1							13	子どもの所属機関の役割と連携	1
									14	子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	1
合計 20コマ【30時間】			合計 20コマ【30時間】			合計 19コマ【28.5時間】			合計 19コマ【28.5時間】		

※ 1コマ=90分 ※ 科目の番号は講義、演習の順番を表すものではない。

児童心理司の概要

1 児童心理司の位置づけ

児童相談所の所員の中には、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（児童心理司）が含まなければならない。（児童福祉法第12条の3）

2 児童心理司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

(1) 子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断※を行うこと

※面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために行う診断

(2) 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

3 児童心理司の要件（児童福祉法第12条の3）

○医師若しくはこれに準ずる資格を有する者又は大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者若しくはこれに準ずる資格を有する者※

※これに準ずる資格を有する者には以下の者が含まれる

- ・ 公認心理師
- ・ 学校教育法による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- ・ 学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- ・ 外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

4 人数

全国の児童相談所に 1,570名（平成31年4月1日現在）配置されている。

平成31年度 児童心理司の配置状況について (平成31年4月1日時点)

	配置員数
北海道	48
青森県	20
岩手県	19
宮城県	22
秋田県	14
山形県	9
福島県	20
茨城県	38
栃木県	15
群馬県	24
埼玉県	55
千葉県	99
東京都	134
神奈川県	33
新潟県	10
富山県	14
石川県	16
福井県	11
山梨県	12
長野県	23
岐阜県	20
静岡県	24
愛知県	59
三重県	23

	配置員数
滋賀県	20
京都府	25
大阪府	47
兵庫県	45
奈良県	12
和歌山県	11
鳥取県	11
島根県	19
岡山県	21
広島県	19
山口県	21
徳島県	11
香川県	14
愛媛県	18
高知県	12
福岡県	27
佐賀県	12
長崎県	13
熊本県	14
大分県	17
宮崎県	12
鹿児島県	22
沖縄県	13

	配置員数
札幌市	18
仙台市	18
さいたま市	19
千葉市	20
横浜市	27
川崎市	31
相模原市	15
新潟市	11
静岡市	10
浜松市	14
名古屋市	25
京都市	12
大阪市	37
堺市	8
神戸市	16
岡山市	11
広島市	15
北九州市	9
福岡市	23
熊本市	13
横須賀市	7
金沢市	5
明石市	8
合計	1,570

※ 所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員であって児童心理司の発令を受けている者を含む。

児童相談所長の資格区分の人数(都道府県等別)

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童相談所長の資格区分					
	1号	2号	3号	4号	5号	計
北海道		6		2		8
青森県			1	1	4	6
岩手県		2			1	3
宮城県			1	1	1	3
秋田県				3		3
山形県		2				2
福島県		2		1	1	4
茨城県			1	2		3
栃木県				3		3
群馬県				3		3
埼玉県			1	3	3	7
千葉県		4		2		6
東京都	1	1	6	2	1	11
神奈川県				5		5
新潟県		3	1	1		5
富山県		2				2
石川県		1		1		2
福井県		2				2
山梨県				2		2
長野県		1	1	3		5
岐阜県		2	1	2		5
静岡県		1	2	2		5
愛知県	1	2	1	5	1	10
三重県		2		4		6
滋賀県				3		3
京都府				3		3
大阪府	1	3	1	1		6
兵庫県		1		1	3	5
奈良県			2			2
和歌山県			1		1	2
鳥取県			2	1		3
島根県		2	1	1		4
岡山県		2		1		3
広島県			1	2		3
山口県		1		5		6

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童相談所長の資格区分					
	1号	2号	3号	4号	5号	計
徳島県	1				2	3
香川県		2				2
愛媛県				2	1	3
高知県				1	1	2
福岡県				6		6
佐賀県				2		2
長崎県		2				2
熊本県				1	1	2
大分県			1	1		2
宮崎県			1	2		3
鹿児島県				3		3
沖縄県		1		1		2
札幌市				1		1
仙台市				1		1
さいたま市					1	1
千葉市				1		1
横浜市			1	3		4
川崎市				3		3
相模原市				1		1
新潟市				1		1
静岡市				1		1
浜松市				1		1
名古屋市				3		3
京都市				2		2
大阪市		1	1			2
堺市				1		1
神戸市					1	1
岡山市				1		1
広島市				1		1
北九州市					1	1
福岡市	1					1
熊本市					1	1
横須賀市				1		1
金沢市			1			1
明石市				1		1
合計	5	48	29	108	25	215

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

児童福祉法第12条の3第2項	内容
1号	医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
3号	社会福祉士
4号	児童福祉司として2年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後2年以上所員として勤務した者
5号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定める者

※平成31年4月1日時点の人数

児童相談所長の各資格区分の人数(児童福祉法第12条の3第2項第5号に該当する者の区分)

児福法規則 第2条	内容	人数
1号	学校教育法による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者	0
2号	学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	1
3号	外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	0
4号	社会福祉士となる資格を有する者(法第十二条の三第二項第三号に規定する者を除く。)	0
5号	精神保健福祉士となる資格を有する者	0
6号	児童福祉司たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者	9
イ	社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間	3
ロ	児童相談所の所員として勤務した期間	3
ハ	児童福祉司として勤務した期間	0
ニ	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の長として勤務した期間	2
ホ	児童福祉施設の長として勤務した期間	1
ヘ	児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。)の役員として勤務した期間	0
7号	社会福祉主事たる資格を得た後の前号イからへまでに掲げる期間の合計が四年以上である者	15
イ	社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間	9
ロ	児童相談所の所員として勤務した期間	2
ハ	児童福祉司として勤務した期間	0
ニ	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の長として勤務した期間	4
ホ	児童福祉施設の長として勤務した期間	0
ヘ	児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。)の役員として勤務した期間	0
計		25

※平成31年4月1日時点の人数

児童相談所における弁護士の活用状況等 (厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)

平成31年4月1日現在における弁護士の活用状況

児童相談所数	常勤職員 ※ (配置割合 (÷児童相談所数))		非常勤職員 (配置割合 (÷児童相談所数))		弁護士事務所との契約等箇所数 (配置割合 (÷児童相談所数))
	箇所数	人数	箇所数	人数	
215 箇所	11 箇所 (5.1%)	14 人	94 箇所 (43.7%)	156 人	110 箇所 (51.2%)

(※) 常勤弁護士を配置している自治体は、和歌山県(1箇所、1人)、福岡県(1箇所、1人)、横浜市(1箇所、1人)、川崎市(1箇所、1人)、新潟市(1箇所、3人(本庁と兼任))、名古屋市(3箇所、3人)、大阪市(1箇所、1人)、福岡市(1箇所、1人)、明石市(1箇所、2人)

<参考>これまでの配置状況

調査時点	児童相談所数	常勤職員 (配置割合 (÷児童相談所数))		非常勤職員 (配置割合 (÷児童相談所数))		弁護士事務所との契約等箇所数 (配置割合 (÷児童相談所数))
		箇所数	人数	箇所数	人数	
平成30年4月1日	211 箇所※	7 箇所 (3.3%)	9 人	85 箇所 (40.3%)	136 人	119 箇所 (56.4%)
平成29年4月1日	210 箇所	6 箇所 (2.9%)	6 人	82 箇所 (39.0%)	105 人	122 箇所 (58.1%)
平成28年4月1日	209 箇所	4 箇所 (1.9%)	4 人	31 箇所 (14.8%)	47 人	174 箇所 (83.3%)

(※) 名古屋市が5月に児童相談所を1箇所増設したため、5月より211箇所

弁護士配置等に係る財政的支援

○児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金 (令和元年度予算 169億円)

法的対応機能強化事業 児童相談所1箇所あたり 約780万円

(平成29年度以降 約780万円 ← 平成28年度 約310万円 ← 平成27年度以前 約56万円)

平成31年度 弁護士の配置状況について

	合計				合計		
	常勤	非常勤	常勤		非常勤		
北海道	9	0	9	徳島県	4	0	4
青森県	1	0	1	香川県	4	0	4
岩手県	4	0	4	愛媛県	0	0	0
宮城県	0	0	0	高知県	3	0	3
秋田県	0	0	0	福岡県	1	1	0
山形県	1	0	1	佐賀県	4	0	4
福島県	4	0	4	長崎県	0	0	0
茨城県	10	0	10	熊本県	1	0	1
栃木県	1	0	1	大分県	20	0	20
群馬県	3	0	3	宮崎県	0	0	0
埼玉県	7	0	7	鹿児島県	2	0	2
千葉県	6	0	6	沖縄県	6	0	6
東京都	18	0	18	札幌市	0	0	0
神奈川県	5	0	5	仙台市	0	0	0
新潟県	3	0	3	さいたま市	0	0	0
富山県	0	0	0	千葉市	2	0	2
石川県	0	0	0	横浜市	1	1	0
福井県	0	0	0	川崎市	3	1	2
山梨県	3	0	3	相模原市	1	0	1
長野県	2	0	2	新潟市	3	3	0
岐阜県	0	0	0	静岡市	0	0	0
静岡県	4	0	4	浜松市	1	0	1
愛知県	0	0	0	名古屋市	3	3	0
三重県	1	0	1	京都市	0	0	0
滋賀県	0	0	0	大阪市	1	1	0
京都府	0	0	0	堺市	0	0	0
大阪府	0	0	0	神戸市	0	0	0
兵庫県	0	0	0	岡山市	6	0	6
奈良県	5	0	5	広島市	0	0	0
和歌山県	1	1	0	北九州市	1	0	1
鳥取県	0	0	0	福岡市	1	1	0
島根県	4	0	4	熊本市	0	0	0
岡山県	5	0	5	横須賀市	1	0	1
広島県	2	0	2	金沢市	0	0	0
山口県	0	0	0	明石市	2	2	0
合計				合計	170	14	156

大阪府の児童相談所における法的対応体制について

児童虐待等危機介入援助チーム(H12年度～)

- 約100名の弁護士と、約20名の医師が在籍(H31.2.1現在)
- 各児童相談所に配置している2～3名の担当弁護士に加え、多数のフリー弁護士により構成。
 - ⇒ 児童相談所の職員は、まずは担当弁護士に相談。相談内容を専門とする弁護士がチーム内にいる場合には、担当弁護士が必要に応じて当該専門の弁護士に応援を依頼。
 - ⇒ 担当弁護士の紹介を通じて、将来有望な若手弁護士をチームの一員として委嘱。

この体制によるメリット

- 担当弁護士を配置することにより、スムーズな連携が可能。
- 担当弁護士に加えて、多数のフリー弁護士と契約することで、事例内容に合わせて、様々な専門分野(外国籍の児童、少年事件、医療関係など)に詳しい弁護士に相談を行うことが可能。
- ベテラン弁護士と若手弁護士が一緒になって活動することで、児童福祉に造詣の深い弁護士を養成、後進の育成につながるため、将来にわたって持続可能なシステムとなる。

活動実績(H27～H29)

- 大阪府危機介入等援助チーム委員の弁護士活動した時間数は、3年間で約28,300時間
- 1年平均では、約9,400時間となるため、これを常勤弁護士の勤務時間数で割り返すと、約5.5人分相当
 - ※ 大阪府所管の児童相談所は6か所

児童相談所における医師・保健師の配置状況

(児童相談所数 215か所)

○医師

配置児童相談所数	未配置児童相談所数
197か所 (91.6%)	18か所 (8.4%)
(参考) 常勤配置 30か所 (14.0%) 非常勤配置 184か所 (85.6%)	

○保健師

配置児童相談所数	未配置児童相談所数
119か所 (55.3%)	96か所 (44.7%)
(参考) 常勤配置 102か所 (47.4%) 非常勤配置 22か所 (10.2%)	

※ 医師・保健師両方配置児童相談所数 : 108か所 (50.2%)

平成31年度 医師又は保健師の配置状況について (平成31年4月1日時点)

	医師	保健師
北海道	27	0
青森県	6	0
岩手県	6	0
宮城県	6	3
秋田県	6	3
山形県	10	1
福島県	12	0
茨城県	10	3
栃木県	11	0
群馬県	11	3
埼玉県	34	0
千葉県	31	0
東京都	65	11
神奈川県	9	5
新潟県	18	0
富山県	13	0
石川県	14	3
福井県	7	0
山梨県	8	2
長野県	10	3
岐阜県	8	0
静岡県	6	5
愛知県	20	9
三重県	2	5
滋賀県	10	4

	医師	保健師
京都府	8	0
大阪府	20	3
兵庫県	12	0
奈良県	7	1
和歌山県	2	0
鳥取県	4	3
島根県	14	3
岡山県	20	3
広島県	14	0
山口県	11	1
徳島県	8	0
香川県	2	2
愛媛県	6	1
高知県	16	2
福岡県	11	3
佐賀県	5	2
長崎県	6	2
熊本県	14	2
大分県	6	10
宮崎県	7	3
鹿児島県	10	0
沖縄県	7	0
札幌市	4	5
仙台市	4	2
さいたま市	5	1

	医師	保健師
千葉市	13	1
横浜市	4	10
川崎市	9	3
相模原市	5	1
新潟市	2	1
静岡市	0	1
浜松市	0	1
名古屋市	0	3
京都市	4	0
大阪市	11	3
堺市	6	1
神戸市	3	1
岡山市	7	1
広島市	2	1
北九州市	2	0
福岡市	3	2
熊本市	8	1
横須賀市	2	0
金沢市	0	0
明石市	0	3
合計	664	143

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

平成31年度 医師の配置状況について（平成31年4月1日時点）

自治体名	医師の配置員数		
	(H31.4.1現在)	常勤職員数	非常勤職員数
北海道	27	0	27
青森県	6	2	4
岩手県	6	0	6
宮城県	6	6	0
秋田県	6	0	6
山形県	10	0	10
福島県	12	0	12
茨城県	10	0	10
栃木県	11	0	11
群馬県	11	0	11
埼玉県	34	1	33
千葉県	31	0	31
東京都	65	6	59
神奈川県	9	0	9
新潟県	18	0	18
富山県	13	2	11
石川県	14	0	14
福井県	7	0	7
山梨県	8	1	7
長野県	10	0	10
岐阜県	8	0	8
静岡県	6	0	6
愛知県	20	2	18
三重県	2	1	1
滋賀県	10	0	10
京都府	8	0	8
大阪府	20	2	18
兵庫県	12	0	12
奈良県	7	0	7
和歌山県	2	1	1
鳥取県	4	0	4
島根県	14	0	14
岡山県	20	0	20
広島県	14	1	13
山口県	11	0	11

自治体名	医師の配置員数		
	(H31.4.1現在)	常勤職員数	非常勤職員数
徳島県	8	0	8
香川県	2	0	2
愛媛県	6	0	6
高知県	16	2	14
福岡県	11	0	11
佐賀県	5	0	5
長崎県	6	1	5
熊本県	14	0	14
大分県	6	0	6
宮崎県	7	0	7
鹿児島県	10	1	9
沖縄県	7	0	7
札幌市	4	0	4
仙台市	4	0	4
さいたま市	5	0	5
千葉市	13	0	13
横浜市	4	4	0
川崎市	9	0	9
相模原市	5	0	5
新潟市	2	0	2
静岡市	0	0	0
浜松市	0	0	0
名古屋市	0	0	0
京都市	4	4	0
大阪市	11	4	7
堺市	6	0	6
神戸市	3	1	2
岡山市	7	1	6
広島市	2	2	0
北九州市	2	0	2
福岡市	3	1	2
熊本市	8	0	8
横須賀市	2	0	2
金沢市	0	0	0
明石市	0	0	0
合計	664	46	613

児童虐待への対応における警察との連携強化

取組状況

【情報共有の強化】

- 児童相談所・市町村から警察に情報提供する事案の明確化
- 警察が110番通報等により児童虐待が疑われる事案を覚知した際の児童相談所・市町村における過去の対応状況の照会への回答・情報提供の実施
- 児童相談所が立入調査、臨検・搜索等を実施する場合の警察への情報提供、援助要請の実施
- 警察から通告・情報提供がなされた事案等に係るその後の支援等の情報提供の実施 等

➤ 警察との間で情報共有に係る協定等を締結している自治体数

※児童相談所設置自治体（69都道府県市）を対象に厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において調査

平成30年6月28日時点	平成31年2月25日時点
57自治体（82.6%）	➔ 67自治体（97.1%）

- ・平成30年6月の調査以降、新たに協定等を締結した自治体：10自治体
内容の見直し等を行った自治体：23自治体

➤ 児童相談所が対応している児童虐待ケースを警察と全件共有している自治体数

※児童相談所設置自治体を対象に厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において調査

10/69自治体（14.5%）

茨城県、群馬県、埼玉県（さいたま市を除く）、神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く）、岐阜県、愛知県、名古屋市、大阪府（大阪市、堺市を除く）、高知県、大分県

※赤字は平成30年6月以降に全件情報共有を開始した自治体

➤ 児童相談所から警察への援助要請 **345件**（平成29年度中）

※出典：福祉行政報告例

【人事交流・合同研修等】

- 児童相談所への現職警察官、警察官OBの配置促進
- 具体的事例を想定したケース検討、立入調査や臨検・搜索等に関するロールプレイを行うなどの児童相談所と警察の合同研修の実施 等

➤ 児童相談所と警察の人事交流状況

全国の児童相談所(215か所)のうち**148か所(68.8%)**に、警察官 **44名**、警察官OB **216名**、計**260名**が配置されている（平成31年4月1日現在）

※児童相談所設置自治体を対象に厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において調査

➤ 児童相談所と警察が実施した合同研修

62/69自治体(89.9%) 合計**94回**（平成29年度中）

※ 合同研修の内容は、立入調査、臨検・搜索のロールプレイ等

※ 実施した62自治体中、最多7回、最少1回

※児童相談所設置自治体を対象に厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において調査

【要保護児童対策地域協議会における連携促進】

- 市町村の要保護児童対策地域協議会に警察の参画を求め、虐待を受けた児童等の適切な保護・支援を行うための必要な情報交換・協議を推進

➤ 要保護児童対策地域協議会への警察署の参加割合

1,713/1,735自治体（98.7%）

（平成29年4月1日現在）

※市町村を対象に厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において調査

都道府県等別 児童相談所における警察官、教員等の配置状況

○ 全国の児童相談所に、警察官44名、警察官OB216名、教員135名、教員OB152名が配置。(平成31年4月1日現在)

都道府県 指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司として配置				児童指導員として配置				その他				合計			
	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB
北海道	0	0	0	0	0	24	0	13	0	0	0	1	0	24	0	14
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	3	3	0
宮城県	3	0	6	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	9	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	2	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0
茨城県	0	0	4	0	0	0	0	0	1	3	0	2	1	3	4	2
栃木県	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	3	0
群馬県	1	0	0	0	0	0	2	1	0	6	0	2	1	6	2	3
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14	0	8	1	14	0	8
千葉県	0	0	1	0	0	0	7	0	1	5	0	0	1	5	8	0
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	3	23	0	23	3	23	0	23
神奈川県	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	6	1	0	1	6
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	14	0	1	0	14
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2
石川県	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2
福井県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	1	1	3
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
岐阜県	0	0	5	0	0	0	1	0	0	5	4	1	0	5	10	1
静岡県	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	4	4	2
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	4	0	5	0	4
三重県	0	0	3	0	0	0	1	0	1	1	2	0	1	1	7	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	4	0	17	0	4
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
和歌山県	0	0	0	0	0	0	3	0	3	1	0	0	3	1	3	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	4	0	5	0	4
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
広島県	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	1	1	1	2	1	2

都道府県 指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司として配置				児童指導員として配置				その他				合計			
	警察 官	警察 官OB	教員	教員 OB	警察 官	警察 官OB	教員	教員 OB	警察 官	警察 官OB	教員	教員 OB	警察 官	警察 官OB	教員	教員 OB
山口県	0	0	0	0	0	2	0	0	1	9	0	0	1	11	0	0
徳島県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	4	0	0	3	5	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	2	2	0	1
愛媛県	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	4	1
高知県	0	0	2	0	0	0	2	0	0	3	0	1	0	3	4	1
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4	2	0	0	4
佐賀県	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	0	3	2
長崎県	0	0	2	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	2	3	0
熊本県	0	0	3	0	0	0	0	0	1	3	0	0	1	3	3	0
大分県	0	0	1	0	0	3	2	0	1	3	1	0	1	6	4	0
宮崎県	0	0	4	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	2	4	1
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	0	1	0	1	0	5
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	4	1	1	1	4
仙台市	0	0	3	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	1	5	0
さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
千葉市	0	0	2	0	0	0	5	0	0	1	0	0	0	1	7	0
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	1	0	4
新潟市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	2
静岡市	0	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	3	2
浜松市	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	2	2	1
名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	3	3	1	5	3	3
京都市	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0	2	0	4	0
大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	4	0	7	0	4
堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	5	0	7	0	5
神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2	0	2
岡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	1	0	3
広島市	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	2	2	0
北九州市	0	0	6	0	0	0	1	0	0	4	3	6	0	4	10	6
福岡市	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	1	4	0
熊本市	1	0	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	4	2	0
横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金沢市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
明石市	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1	1	0	2	1	2
合計	5	0	66	2	0	31	37	18	39	184	32	132	44	216	135	152

社会福祉士の資格の概要

1 社会福祉士の定義

社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者

「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）第2条第1項

2 資格取得方法

3つのルートの内いずれかにより国家試験の受験資格を取得し、社会福祉士国家試験に合格し、登録することが必要

- ① 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」
- ② 福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」
- ③ 一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」

2 国家試験の概要

- 形態：年1回の筆記試験（2月上旬に実施）
- 試験の実施状況（平成30年度実施の第31回試験結果）
受験者数41,639人、合格者数12,456人（合格率29.9%：新卒55.5%、既卒15.5%）
- 筆記試験の科目（19科目）
①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤社会調査の基礎、⑥相談援助の基盤と専門職、⑦相談援助の理論と方法、⑧地域福祉の理論と方法、⑨福祉行財政と福祉計画、⑩福祉サービスの組織と経営、⑪社会保障、⑫高齢者に対する支援と介護保険制度、⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、⑮低所得者に対する支援と生活保護制度、⑯保健医療サービス、⑰就労支援サービス、⑱権利擁護と成年後見制度、⑲更生保護制度
※⑥、⑦がソーシャルワークに該当。なお、精神保健福祉士については、その申請により精神保健福祉士試験との共通科目（①、②、③、④、⑧、⑨、⑪、⑬、⑮、⑯、⑱の11科目）の試験が免除される。

3 資格者の登録状況

233,517人（平成31年3月末現在）

4 社会福祉士養成施設等の状況

- 学校、養成施設数（H31年4月1日時点）
福祉系大学等：254校 318課程 定員21,735人
社会福祉士指定養成施設：69校97課程 定員14,093人

精神保健福祉士制度について

精神保健福祉士とは

精神保健福祉士は、精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。

精神保健福祉士試験の受験・合格状況、登録状況

資格者の登録状況

85,122人(平成31年3月末現在)

	第1回 (10年度)	第2回 (11年度)	第3回 (12年度)	第4回 (13年度)	第5回 (14年度)	第6回 (15年度)	第7回 (16年度)	第8回 (17年度)	第9回 (18年度)	第10回 (19年度)	第11回 (20年度)	第12回 (21年度)	第13回 (22年度)	第14回 (23年度)	第15回 (24年度)	第16回 (25年度)	第17回 (26年度)	第18回 (27年度)	第19回 (28年度)	第20回 (29年度)	第21回 (30年度)	合 計
受験者数 (人)	4,866	3,535	4,282	5,480	9,039	5,831	6,711	7,289	7,434	7,375	7,186	7,085	7,233	7,770	7,144	7,119	7,183	7,173	7,174	6,992	6,779	140,680
合格者数 (人)	4,338	2,586	2,704	3,415	5,799	3,589	4,111	4,470	4,482	4,456	4,434	4,488	4,219	4,865	4,062	4,149	4,402	4,417	4,446	4,399	4,251	88,082
合格率 (%)	89.1	73.2	63.1	62.3	64.2	61.6	61.3	61.3	60.3	60.4	61.7	63.3	58.3	62.6	56.9	58.3	61.3	61.6	62.0	62.9	62.7	—
登録者数 (人)	—	4,169	2,486	2,677	3,334	5,655	3,590	4,039	4,376	4,442	4,363	6,871	3,543	5,850	3,387	4,114	5,017	3,479	4,831	4,696	4,231	—

「通告受理後48時間以内の安全確認ルール」の実施状況の緊急点検の結果

対象：平成30年7月20日から令和元年6月7日までの間に児童相談所において虐待の疑いがあるとして通告を受けたもの。

虐待通告を受けた件数(子ども数)：153,571人に係る現認状況

○48時間以内：139,617人(90.9%)

○48時間超：11,984人
(内訳)

・緊急性が高いと判断した件数：415人(0.3%)

全件について家庭訪問や関係機関での現認や立入調査、出頭要求により安全を確認。

・緊急性が低いと判断した件数：11,569人(7.5%)

→ 緊急全国児童相談所長会議(R1.6.14)において、緊急性の判断や子どもの安全確認ができない場合の対応についてのルールを徹底

引き続き、通告受理後の安全確認が徹底されるよう、周知を図っていく。

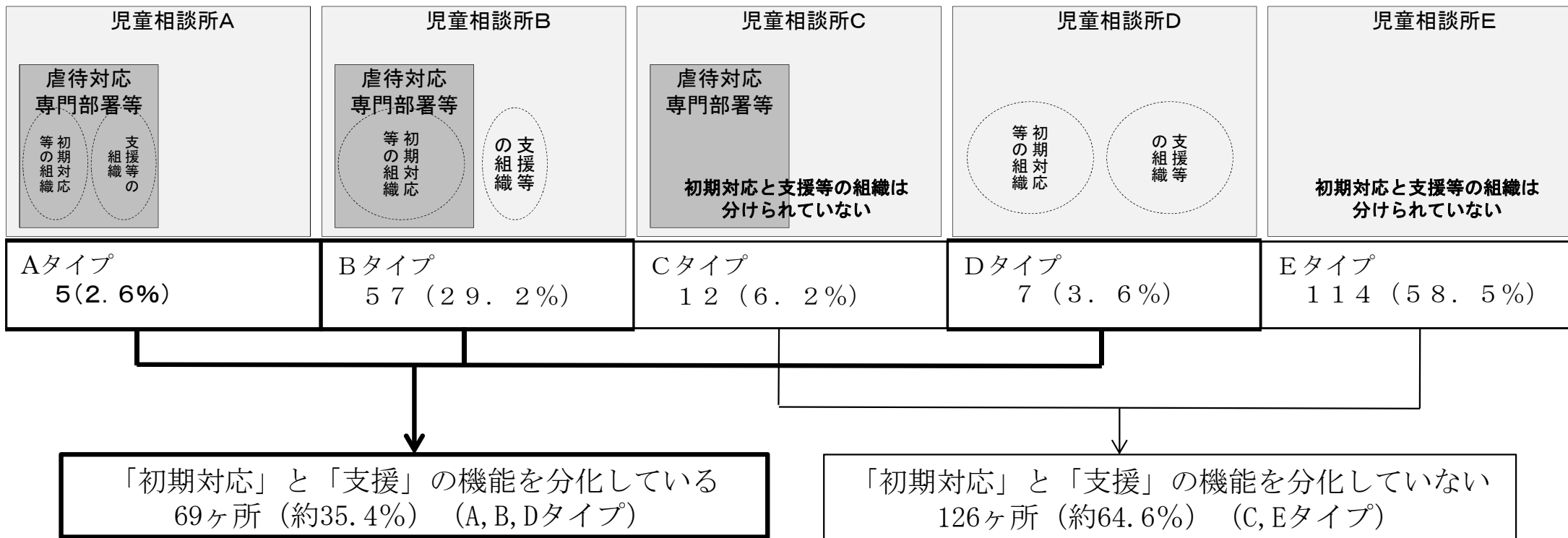
○その他：1,970人(1.3%)

例えば、近隣の見撃証言、電話やメール等で通告を受けたが、本人や事案の特定に至らなかったもの、出国を確認したもの等。

児童相談所内での機能分化の現状について

- 全国の児童相談所を対象に、児童相談所の調査・保護・アセスメントなどの「初期対応機能」と親子関係再統合・再構築支援など「支援機能」の分化に関する実態を調査。
- 回答した195ヶ所の児童相談所のうち、「初期対応」と「支援」の機能を分化している児童相談所は、全体の約35.4% (69ヶ所)、「初期対応」と「支援」の機能を分化していない児童相談所は、全体の約64.6% (126ヶ所) だった。

※ 実数は児童相談所数、カッコ内は回答した全児童相談所195ヶ所に占める割合

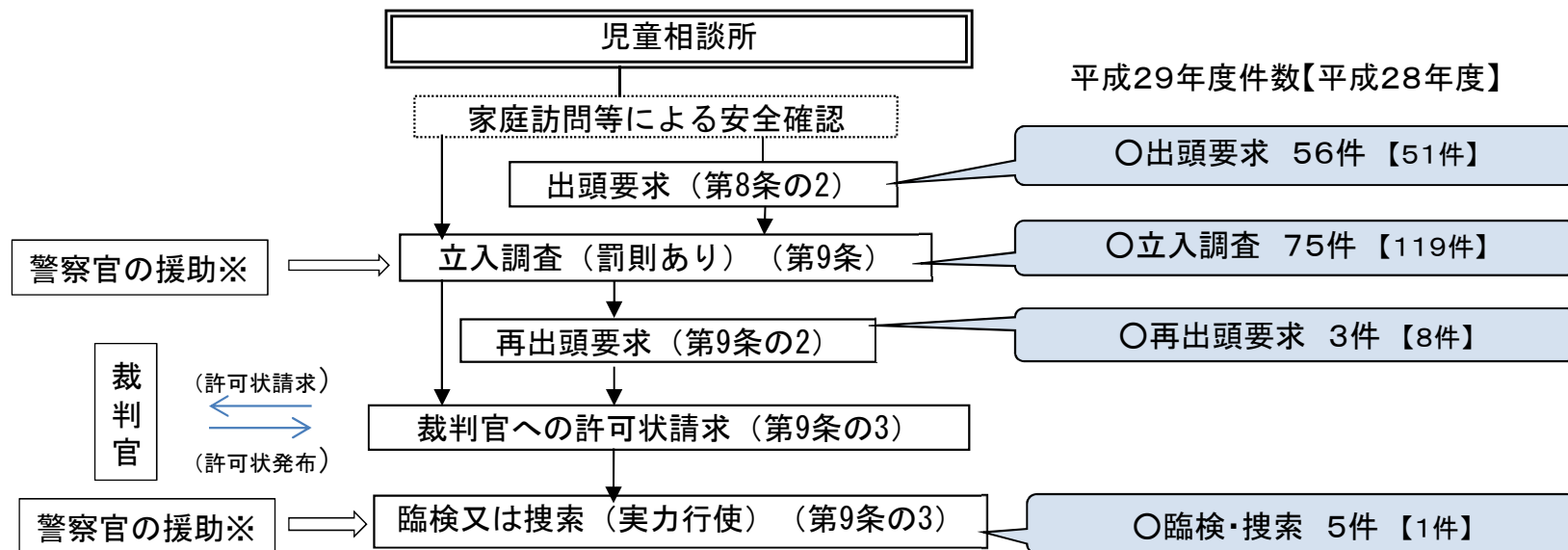


(出典) 平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「児童相談所における調査・保護・アセスメント機能と支援マネージメントの分化に関する実態把握のための調査研究」

臨検、捜索に至る手続き(児童虐待防止法における対応)

○ 平成20年4月より、児童の安全確認・安全確保の強化の観点から、解錠等を可能とする新たな立入制度等が創設。



数値出典: 福祉行政報告例

【第8条の2】(出頭要求)

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。(後略)

【第9条】(立入調査)

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。(後略)

【第9条の2】(再出頭要求)

都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。(後略)

【第9条の3】(臨検、捜索)

都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

保護者への指導・支援について

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じた児童虐待の発生予防・早期発見、 被虐待児童にかかる親子関係再構築支援

市町村

虐待の未然防止や早期発見のため、母子保健サービスや一般の子育て支援サービス等による支援を行う。

<主な財政支援策(国庫補助事業)>

◆産婦健康診査事業

出産後間もない時期の産婦に対して、健康診査を行い、検査の結果を踏まえ、必要に応じて産後ケア事業の実施や、訪問指導等を行う。

(364市町村で実施(平成30年度))

◆産後ケア事業

退院直後の母子に対して、育児に関する指導や育児サポート等を行う。

(667市区町村で実施(平成30年度))

◆子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導等を行う。

(761市区町村、1,436箇所(平成30年度))

◆乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児等に関する様々な不安や悩みに関する相談、親子の心身の状況や養育環境等の把握・助言等を行う。

(1,734市区町村、913,682件(28年度))

◆地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

一般型：6,555箇所(平成30年度)
連携型：876箇所(平成30年度)

◆養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。

(1,476市区町村、236,066件(28年度))

児童相談所

◆児童福祉司指導等による保護者への指導・支援の着実な実施

児童相談所における対応件数(重複回答あり)

【平成29年度福祉行政報告例】

	面接指導	児童福祉司指導等	施設入所・里親等委託等	その他
児童虐待相談	121,182	2,849	4,579	6,542

○具体的な実施方法(例)

- ・児童相談所への来所によるカウンセリング
- ・家庭訪問による指導
- ・学校や保育園などの在籍機関への訪問による子どものカウンセリング
- ・保護者の課題の解消や養育能力の維持・向上のための働きかけ
- ・関係機関との連携による当該家庭の情報共有及び同行訪問や面接への同席等
- ・施設入所中の親子に対して家庭復帰に向けた指導
- ・保護者支援プログラムを活用した保護者への支援

○保護者支援プログラムの普及

- ・児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブックを作成(平成25年度)
- ・児童相談所においてプログラムを用いた保護者支援を効果的に行うために有用な情報等について調査研究を実施(平成29年度)

○民間団体等も活用した家族再統合事業や保護者支援プログラムの実施

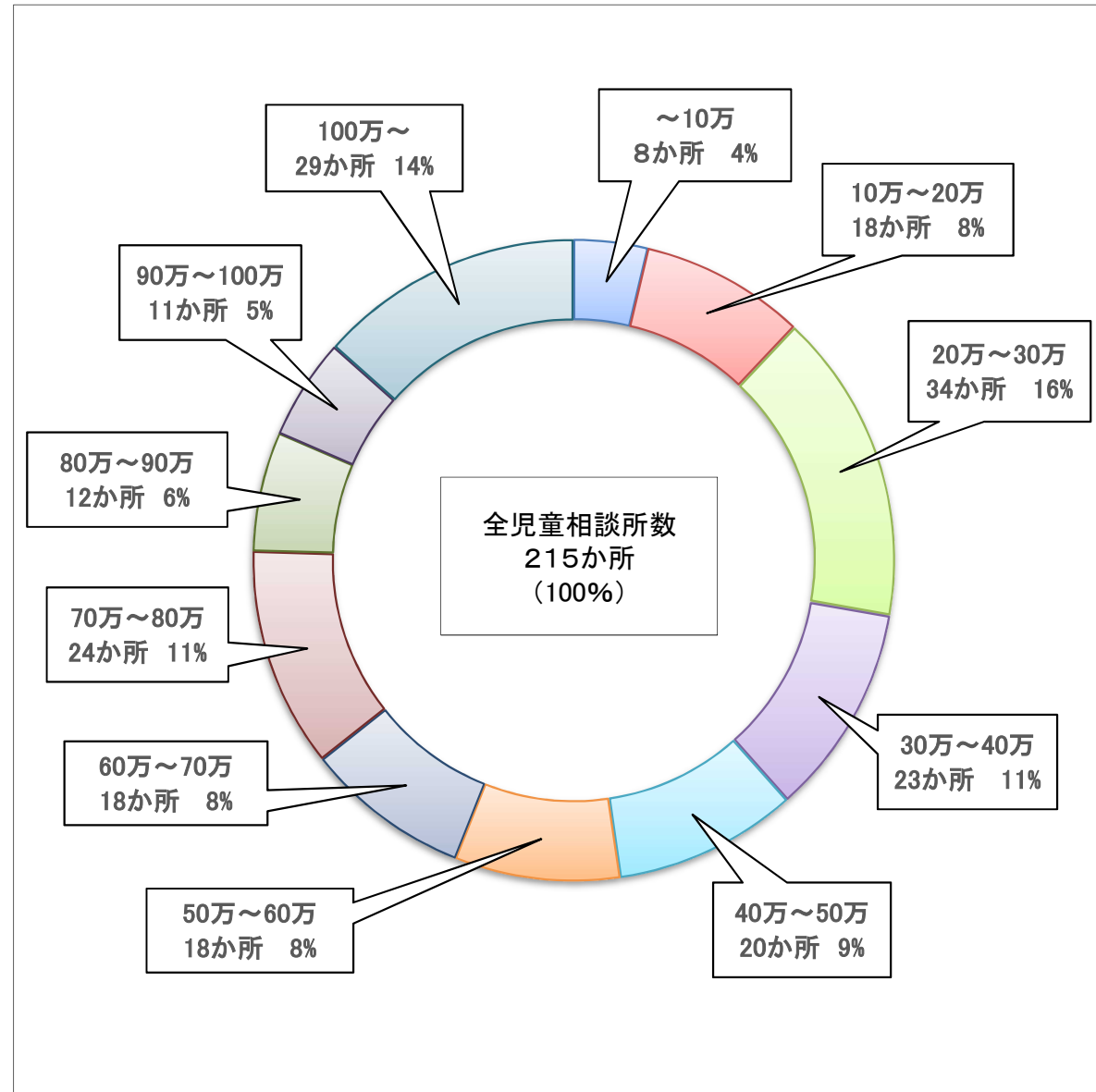
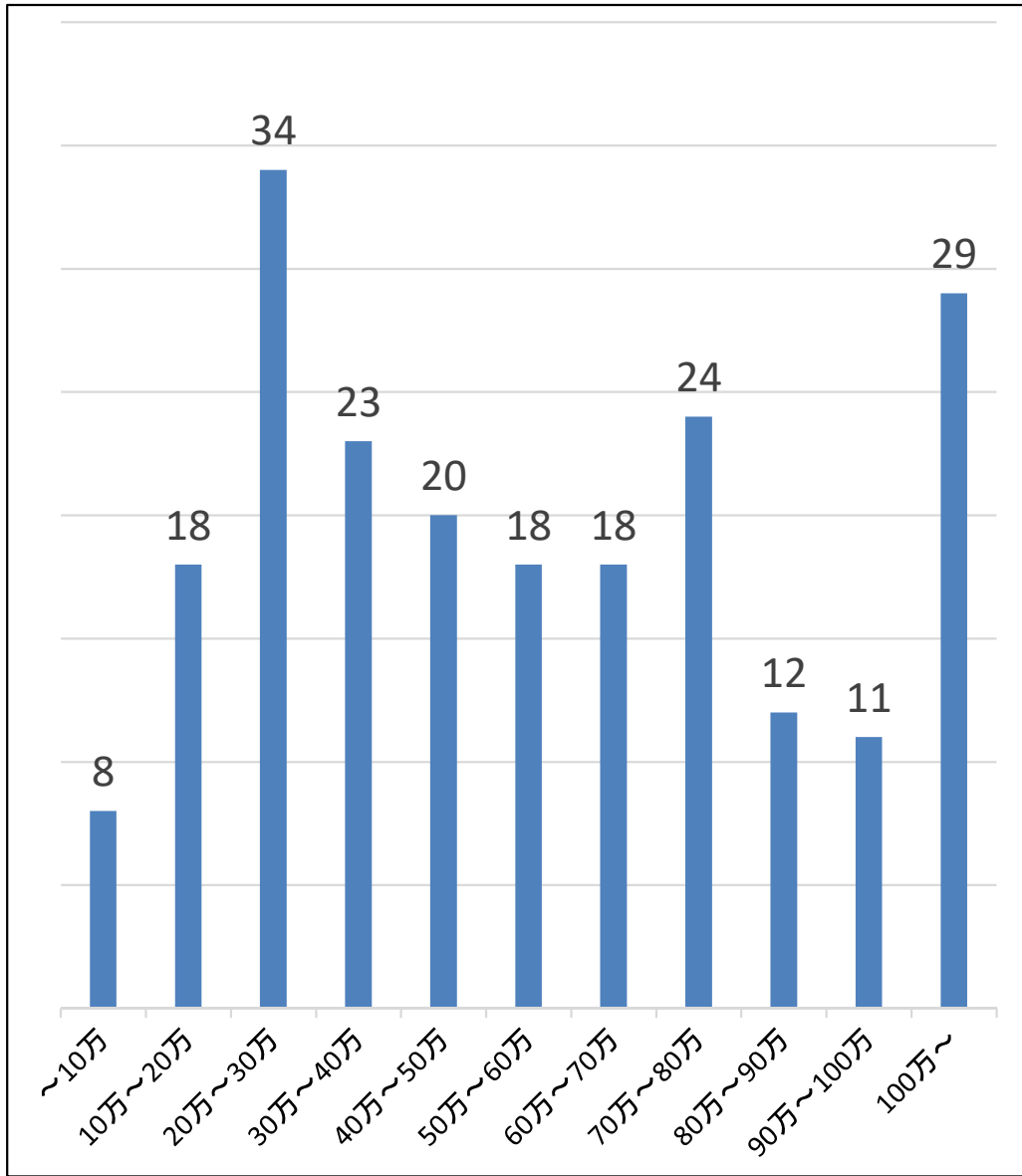
(70自治体中14自治体(平成31年4月1日現在))

◆保護者指導の実施に係る財政面における支援策

児童相談所において、地域の精神科医等の協力を得て保護者等に対するカウンセリングを実施するなど、親子関係再構築への取組を進める。

(69自治体中62自治体で実施(平成30年度))

児童相談所管轄人口区分別一覽(平成31年4月時点)



区分人口	~10万	10万~20万	20万~30万	30万~40万	40万~50万	50万~60万	60万~70万	70万~80万	80万~90万	90万~100万	100万~
か所数	8	18	34	23	20	18	18	24	12	11	29
割合	4%	8%	16%	11%	9%	8%	8%	11%	6%	5%	14%

※人口は、平成27年国勢調査

中核市等児童相談所の設置について(平成31年4月時点)

1 中核市 (対象:54市)

- ・「設置済」(3ヶ所) :横須賀市、金沢市、明石市(平成31年4月設置)
- ・「設置する方向」(1ヶ所) :奈良市
- ・「設置の方向で検討中」(5ヶ所) :旭川市、船橋市、柏市、豊橋市、鹿児島市
- ・「設置の有無を含めて検討中」(26ヶ所) :盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、八王子市、長野市、岐阜市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、姫路市、和歌山市、松江市、呉市、福山市、松山市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市

2 特別区 (対象:23区)

- ・「設置する方向」(16ヶ所) :千代田区、港区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区
- ・「設置の方向で検討中」(6ヶ所) :中央区、台東区、渋谷区、杉並区、北区、足立区

※ 上記に記載のない市区については、調査時点において「設置しない」若しくは「未検討」と回答。

中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施

現 状

- ・平成28年児童福祉法等改正法附則及び児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律附則において、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、国は設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとされている。

対応方針

財政面における支援

児童相談所の設置を目指す中核市・特別区に対し、2019（令和元）年度予算において、以下の費用への補助を行う。

◆人材確保・育成支援

- ①市区の職員が、都道府県等の児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置 **《令和元年度予算拡充》**
- ②都道府県等職員(SV等)を市区へ派遣した場合の代替職員(都道府県等)の配置(都道府県等に対する補助)
- ③児童相談所設置準備に係る補助職員の配置

◆施設整備への支援

- ①児童相談所整備に係る、一般財源化前の国庫補助金相当額(総事業費の1/2)が地方債の対象となり、その元利償還金について、地方交付税措置
- ②一時保護所の創設(定員1人当たり540万円(国:1/2、設置者:1/2)、定員20人の場合1億800万円)
- ③一時保護所の個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような場合について②に加算 **《令和元年度予算拡充》**
(定員1人当たり180万円加算(国:1/2、設置者:1/2)、定員20人の場合3,600万円加算)

制度・運用面における支援

◆人材確保・育成支援

- ①各都道府県等に対し、中核市や特別区への人材派遣を含めた児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を実施
- ②児童福祉司の任用資格要件を見直し、資格取得に必要な実務経験の対象に市町村等における児童家庭相談業務を追加
- ③児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等の作成

◆手続き面の整理

- ①児童相談所の設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成
- ②児童相談所設置市の政令指定の標準的な手続きの提示

○ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第五十九条の四 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)並びに児童相談所を設置する市(特別区を含む。以下この項において同じ。)として政令で定める市(以下「児童相談所設置市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下「指定都等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

2～5 (略)

○ 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)(抄)

第四十五条 (略)

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)において、法第五十九条の四第一項の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十四条の四十九の二に定めるところによる。

○ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(抄)

(児童福祉に関する事務)

第百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、同項の中核市(以下「中核市」という。)が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務(次に掲げる事務を除く。)とする。この場合においては、次項並びに第三項において準用する第百七十四条の二十六第三項、第四項、第五項前段及び第六項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(次に掲げる事務に係る規定を除く。)は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一～三 (略)

四 児童福祉法第十二条第一項及び第三項の規定による児童相談所の設置等に関する事務

五～三十七 (略)

2・3 (略)

○ 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第65号)(抄)

附 則

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

○ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)(抄)(令和2年4月1日施行)

附 則

第七条 (略)

2～5 (略)

6 政府は、この法律の施行後五年間を目途として、児童相談所及び児童福祉法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設(以下この項及び第八項において「児童相談所等」という。)の整備の状況、児童福祉司その他の児童相談所の職員の確保の状況等を勘案し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、児童相談所等の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

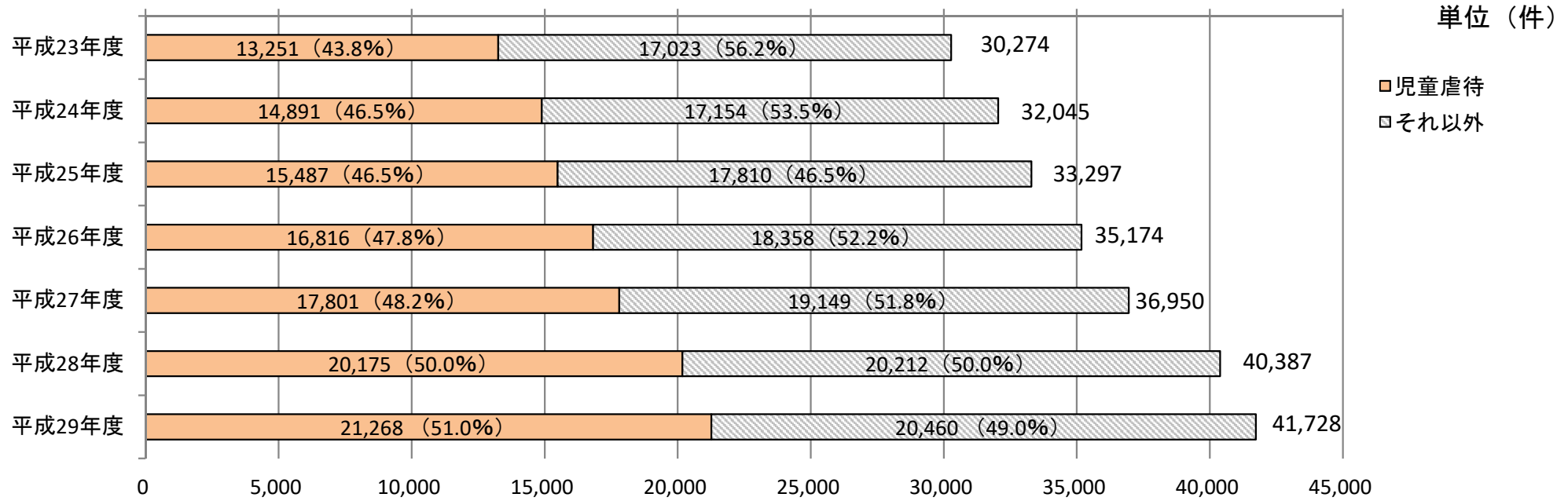
7 政府は、前項の支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。

8・9 (略)

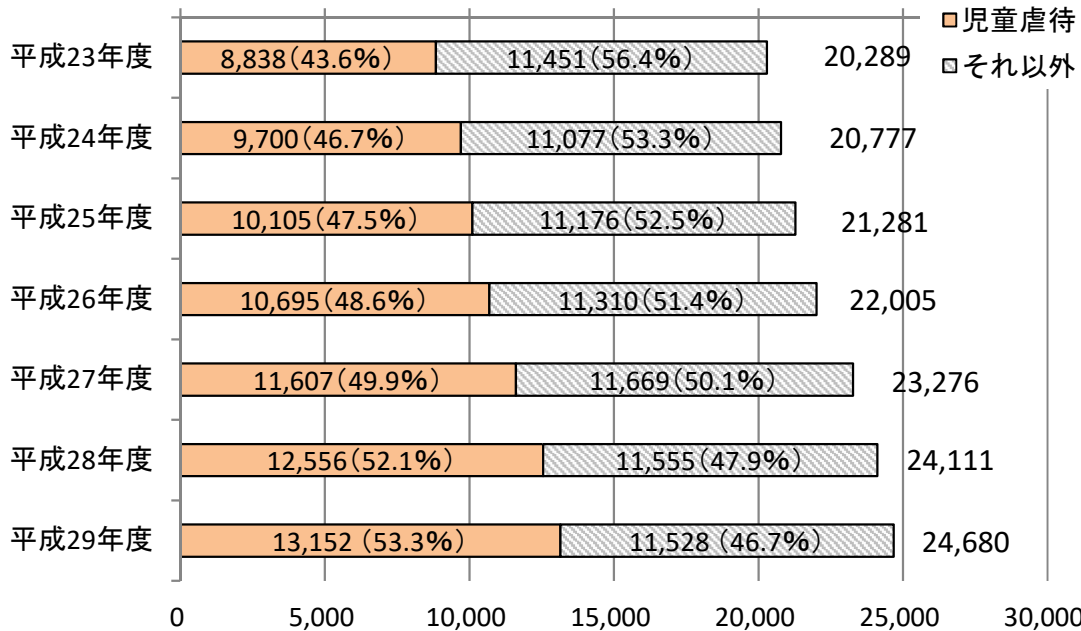
横須賀市・金沢市・明石市における児童相談所設置時の状況

		横須賀市	金沢市	明石市
設置年月日		平成18年4月1日	平成18年4月1日	平成31年4月1日
管轄 区域	市	市の行政区域全体	市の行政区域全体	市の行政区域全体
	県	(県中央児童相談所) 鎌倉市を管轄からはずす。 (県横須賀児童相談所) 市の区域を管轄からはずし、鎌倉市を加える。 ※名称変更 横須賀児童相談所 → 鎌倉三浦地域児童相談所	(県中央児童相談所) 市の区域を管轄からはずす。	(県中央子ども家庭センター) 市の区域を管轄からはずす。
建物	市	仮庁舎にて開設 → 平成20年新規に施設を整備	既存施設を改修	新規に施設を整備
	県	従来施設を継続使用	従来施設を継続使用	従来施設を継続使用
職員派遣 (県→市)		あり ※ 副所長、児童福祉司SV、児童心理司SVを各1人を派遣(2年間)	あり ※児童福祉司SVを1人派遣 (H18、H19年度) ※児童心理司2人が、各々隔週で1週間のうち、半日だけ勤務 (H18年度)	なし ※ただし、兵庫県から1年間を目途に2週間に1回程度、ケース会議へSV級職員を派遣
市の機関との関係		一体的に運営 健康福祉センター、青少年相談センター等を一つの部に集め、その部内に要保護児童対策地域協議会を設定	一体的に運営 児童相談所と市町村子ども家庭相談との総合型	一体的に運営 子ども家庭総合支援拠点の機能を児童相談所内に移行し、一体的に実施する体制

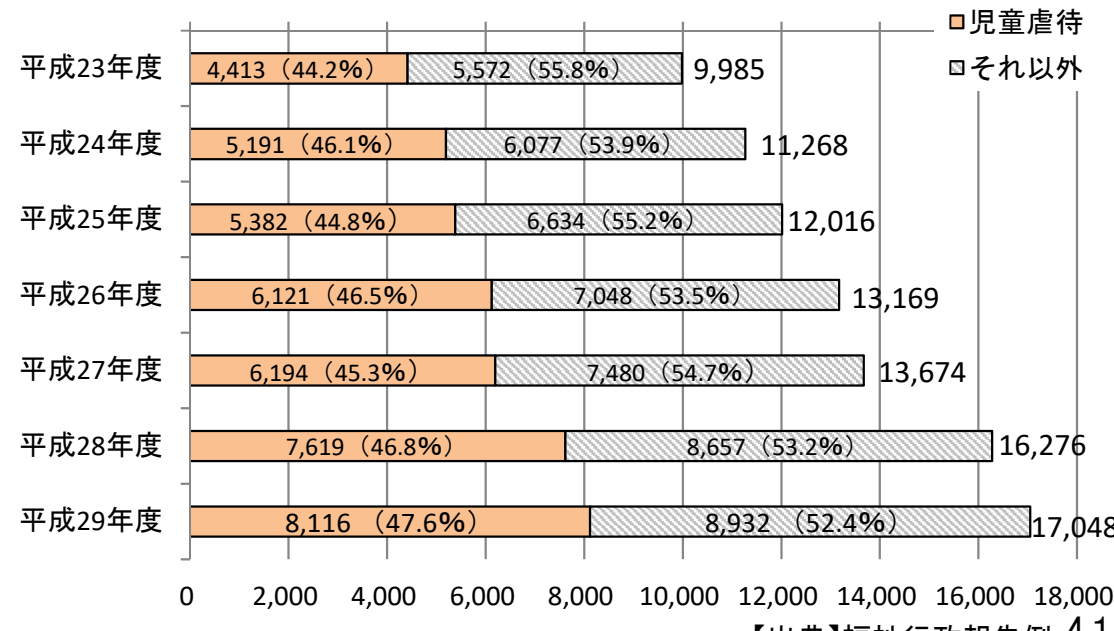
一時保護の状況



一時保護所への一時保護



児童福祉施設等への一時保護委託



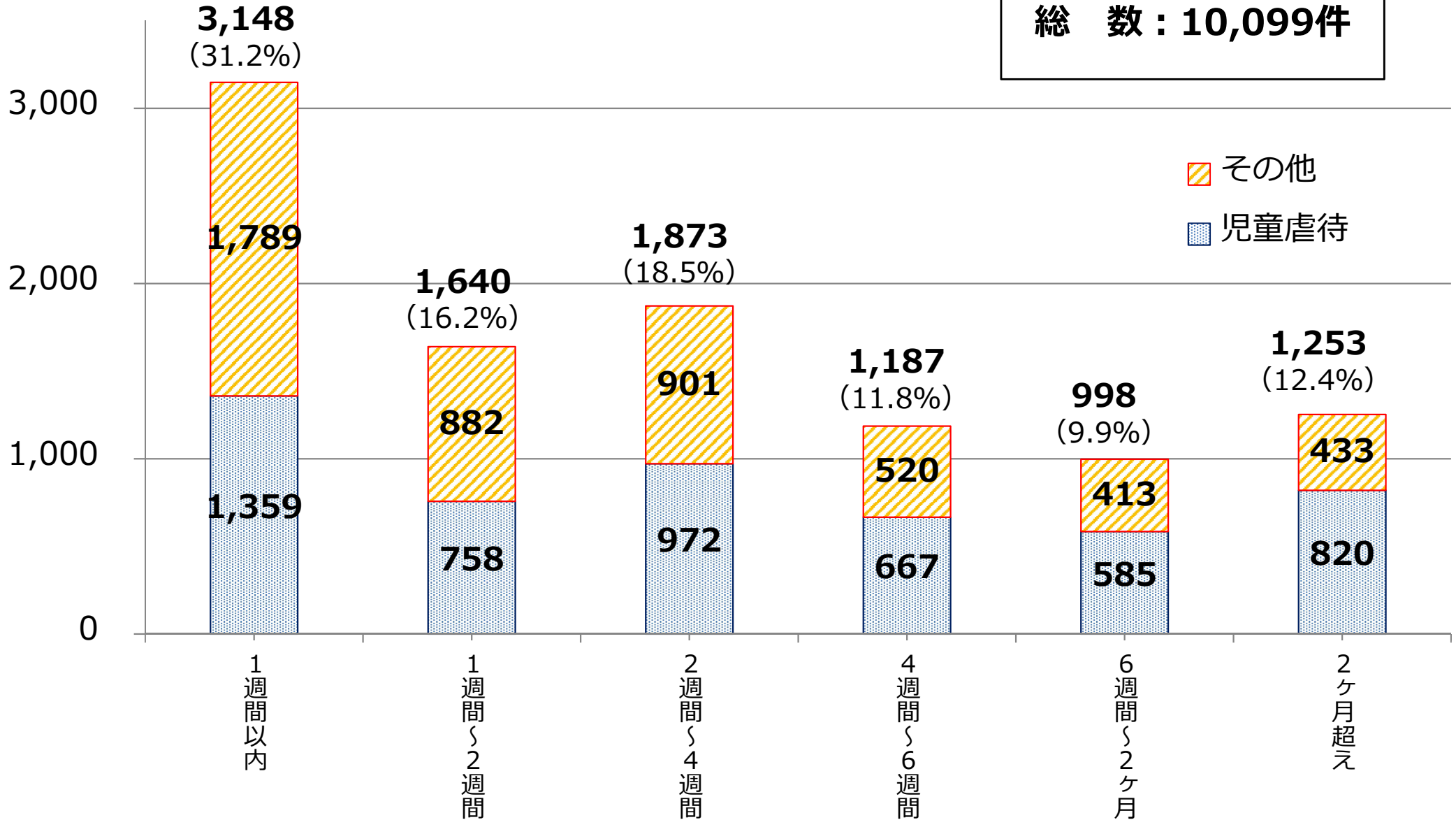
保護期間別一時保護件数

(平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間の件数)

(件数)

総数：10,099件

■ その他
■ 児童虐待



一時保護所の概要

1 設置の目的

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

2 設置主体

児童福祉法第12条の4に基づき、必要に応じて児童相談所に付設するもの。
全国に139か所(平成31年6月1日現在)設置されている。

3 費用

児童福祉法第53条に基づき、地方公共団体が支弁した費用の2分の1を国が負担する。

〔 補助率：国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2
31年度予算額：児童入所施設措置費等131,656,791千円の内数 〕

4 一時保護の具体例

(1) 緊急保護

- ア 棄児、家出した子ども等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

5 対応件数(一時保護所内保護件数)

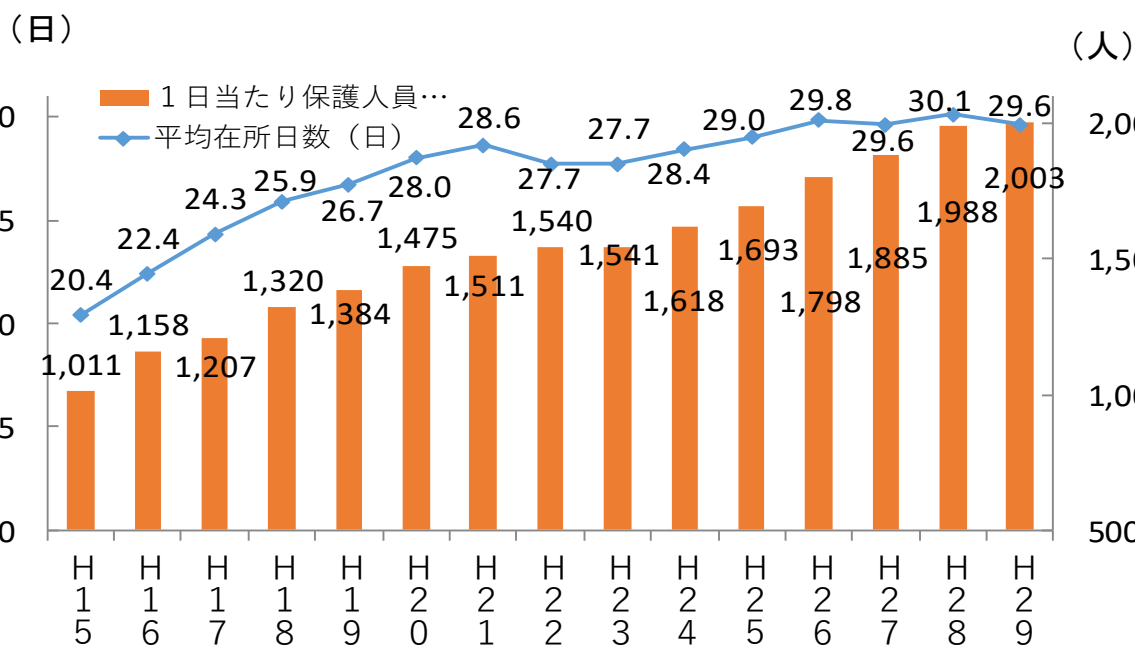
(平成29年度件数)※出典：福祉行政報告例

総数	養護 (うち、虐待)	障害	非行	育成	その他
24,680	19,008 (13,152)	79	3,505	1,927	161

一時保護所の現状について

1日当たり保護人員及び平均在所日数

○ 保護人員、平均在所日数ともに増加傾向

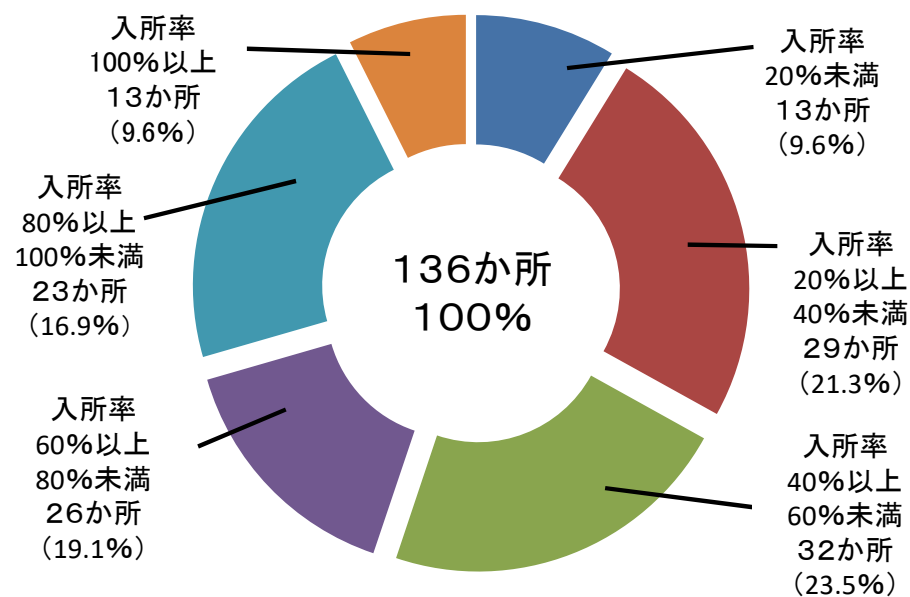


※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

【出典】福祉行政報告例

年間平均入所率

○ 年間平均入所率は保護所により様々



※H30.1～12の間の一時的保護所(136カ所)の平均入所率

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

一時保護所の定員等の状況（都道府県市別）

自治体名	定員数 (H31.4.1現在)	H30平均入所率 (%)
北海道	164	33.6
青森県	15	45.2
岩手県	40	22.2
宮城県	30	48.8
秋田県	23	30.6
山形県	26	44.4
福島県	48	55.8
茨城県	30	70.0
栃木県	25	29.0
群馬県	36	119.0
埼玉県	120	90.5
千葉県	115	109.7
東京都	213	113.4
神奈川県	80	84.6
新潟県	50	33.7
富山県	20	33.8
石川県	28	28.8
福井県	31	24.8
山梨県	24	67.8
長野県	30	49.3
岐阜県	36	21.0
静岡県	40	59.6
愛知県	78	74.0
三重県	35	70.2
滋賀県	47	69.0
京都府	33	36.8
大阪府	86	86.4
兵庫県	40	42.6
奈良県	20	51.4
和歌山県	25	50.2
鳥取県	26	21.0
島根県	57	22.2
岡山県	24	30.3
広島県	36	48.0
山口県	27	53.1

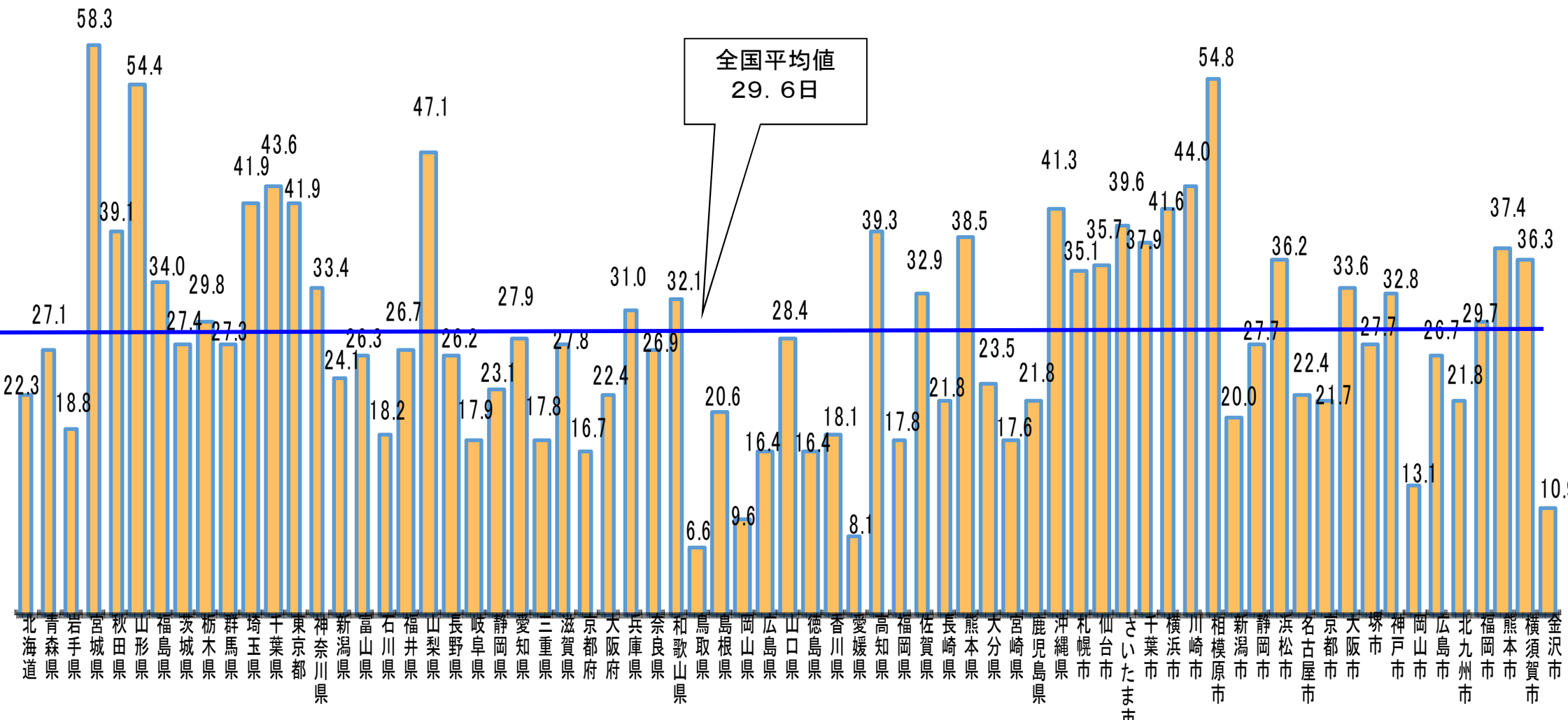
自治体名	定員数 (H31.4.1現在)	H30平均入所率 (%)
徳島県	12	64.0
香川県	20	66.5
愛媛県	36	12.4
高知県	35	57.5
福岡県	90	47.1
佐賀県	28	86.8
長崎県	34	55.6
熊本県	25	37.0
大分県	22	63.3
宮崎県	60	20.5
鹿児島県	31	28.5
沖縄県	44	72.1
札幌市	50	74.2
仙台市	20	83.4
さいたま市	38	129.3
千葉市	37	86.9
横浜市	161	89.4
川崎市	60	76.3
相模原市	25	101.8
新潟市	23	56.2
静岡市	20	62.4
浜松市	20	49.0
名古屋市	75	130.4
京都市	30	72.3
大阪市	100	100.1
堺市	24	97.6
神戸市	50	55.4
岡山市	25	39.5
広島市	20	44.0
北九州市	40	55.7
福岡市	10	91.9
熊本市	20	64.7
横須賀市	25	68.6
金沢市	12	52.8
明石市	25	-
合計	3,105	67.2

※明石市は、2019年4月1日児童相談所開所

(出典：子ども家庭局家庭福祉課調べ)

(参考)一時保護所での平均在所日数(都道府県別)

○ 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数
 ○ 全国平均値 : 29.6日 (前年度平均値 : 30.1日)
 (参考)一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



【出典】 福祉行政報告例[平成29年度]

子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた 警察・検察との更なる連携強化に係る児童相談所の取組について

現 状

- 「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」（平成27年10月28日雇児総発1028第1号雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づき、これまで児童相談所において、警察・検察に対し面接方法等の協議を実施した事例は1,054件（重複のケース有り）、うち3機関の代表者による面接（協同面接）又は2機関による面接を行った事例は957件となっている。（平成27年10月～平成30年3月）
- なお、児童相談所を設置している都道府県等（69か所）のうち、63か所（約9割）が子どもの面接方法等の協議事例があり、50か所（約7割）が協同面接の実施事例がある。
- また、協同面接等を実施した都道府県等の中には、子どもの心理的負担等に配慮した面接手法の知見を有する民間団体等と協力して子どもの面接を実施したところもあった。

今後の課題

- 協同面接等の実施については、平成27年10月の取組開始以降、厚生労働省において把握している中では、未だ取組の実施事例が無い都道府県等もあり、各児童相談所において、子どもの心理的負担の軽減に向けた取組が進むよう、引き続き、周知を図ることが必要。
- また、国会質疑において、「3省庁で定義が統一されていない。連携し、必要な定義を統一して情報共有していただきたい。」との指摘を受けていることから、平成30年4月より、3省庁間で統一して把握すべき項目を整理し、情報を共有して把握することとしたところであるが、3機関間（児童相談所、警察、検察）においても情報共有がなされるよう、連携方法について調整を図ることが必要である。
- なお、実績を把握する上では、現場における課題等の聞き取りなどを行い、子どもの心理的負担の軽減に向けた取組がより良いものとなるよう、引き続きどのような見直しが必要か検討することが必要。

子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との 更なる連携強化に係る取組状況（児童相談所における取組状況）

調査方法

○「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」（平成27年10月28日雇児総発1028第1号雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づき、事例件数、虐待種別や協同面接の実施状況等を四半期ごとに調査を実施。

調査結果の概要（児童相談所における取組状況（四半期毎））

○協議実施事例（2機関での協議を含む。）

調査期間	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
事例件数	85件	344件	625件	1,054件

○虐待相談事例（事例件数には虐待相談以外の事例も含まれることから、虐待相談事例の合計数は事例件数と一致しない。）

調査期間	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
事例件数	85件	344件	625件	1,054件
身体的虐待	30件	114件	220件	364件
性的虐待	35件	158件	257件	450件
心理的虐待	5件	12件	26件	43件
ネグレクト	11件	48件	83件	142件

○協同面接（2機関による面接を含む。）の実施状況 ※1事例につき、協同面接・2機関による面接を両方実施した場合は、2件として計上している

調査期間	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
実施件数	74件	303件	580件	957件

【平成27年10月～平成30年3月の取組実施状況】 ※延べ件数

- ・実施事例：1,054件（63都道府県市 160児相）
- ・性別：男 271件、女 783件（計 1,054件）
- ・児童の年齢：

0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	計
7	195	435	304	113	1,054

- ・相談種別： 養護相談（虐待）992件、養護相談（その他）20件、障害相談 1件、非行相談 8件、育成相談 6件、その他の相談 27件（計1,054件）
- ・虐待種別： 身体的虐待 364件、性的虐待 450件、心理的虐待 43件、ネグレクト 142件（計998件）
- ・協議方法： 3者対面協議 420件、電話やメールによる協議 559件、その他 75件（計1,054件）

- ・取組内容： 協同面接等の実施件数 957件
 - ・協同面接（3機関の代表者1名による面接）の実施 774件
 - ・2機関による面接の実施 183件
 - 各機関における面接内容の情報共有 82件

- ※
 - ・面接者：警察 138件、検察 511件、児相 264件、その他機関 22件
 - ・面接場所：児相 573件、検察庁 331件、警察 14件、その他 33件
 - ・モニター画面、ワンウェイミラーの有無： 両方有 143件、モニター画面有 691件、ワンウェイミラー有 44件、
両方無 58件
 - ・録画の有無：有 890件、無 60件（計950件）

※協同面接等の実施件数957件のうち、面接者・面接場所等について有効回答のみを記載

（参考：面接方法）

N I C H D 493件、C H I L D F I R S T 168件 等

児童相談所全国共通ダイヤル(189)について

共通ダイヤルについて

- 平成27年7月1日から、虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時や子育てに悩んだ時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談できるよう、児童相談所全国共通ダイヤルを覚えやすい3桁番号(189 いち・はや・く)にし、広く一般に周知。新たな3桁番号としては15年振り。
- ※ 「児童相談所全国共通ダイヤル」は、平成21年10月1日から10桁番号(0570-064-000)で運用開始。

仕組み

189実施前 (21年10月~27年6月)

189実施後 (27年7月~)

10桁番号 (0570-064-000)

3桁番号 (189)

未運用の児童相談所あり

全ての児童相談所で運用

一部児童相談所で夜間休日対応できず
(警備員等が対応)

虐待通告等緊急相談について
24時間365日対応

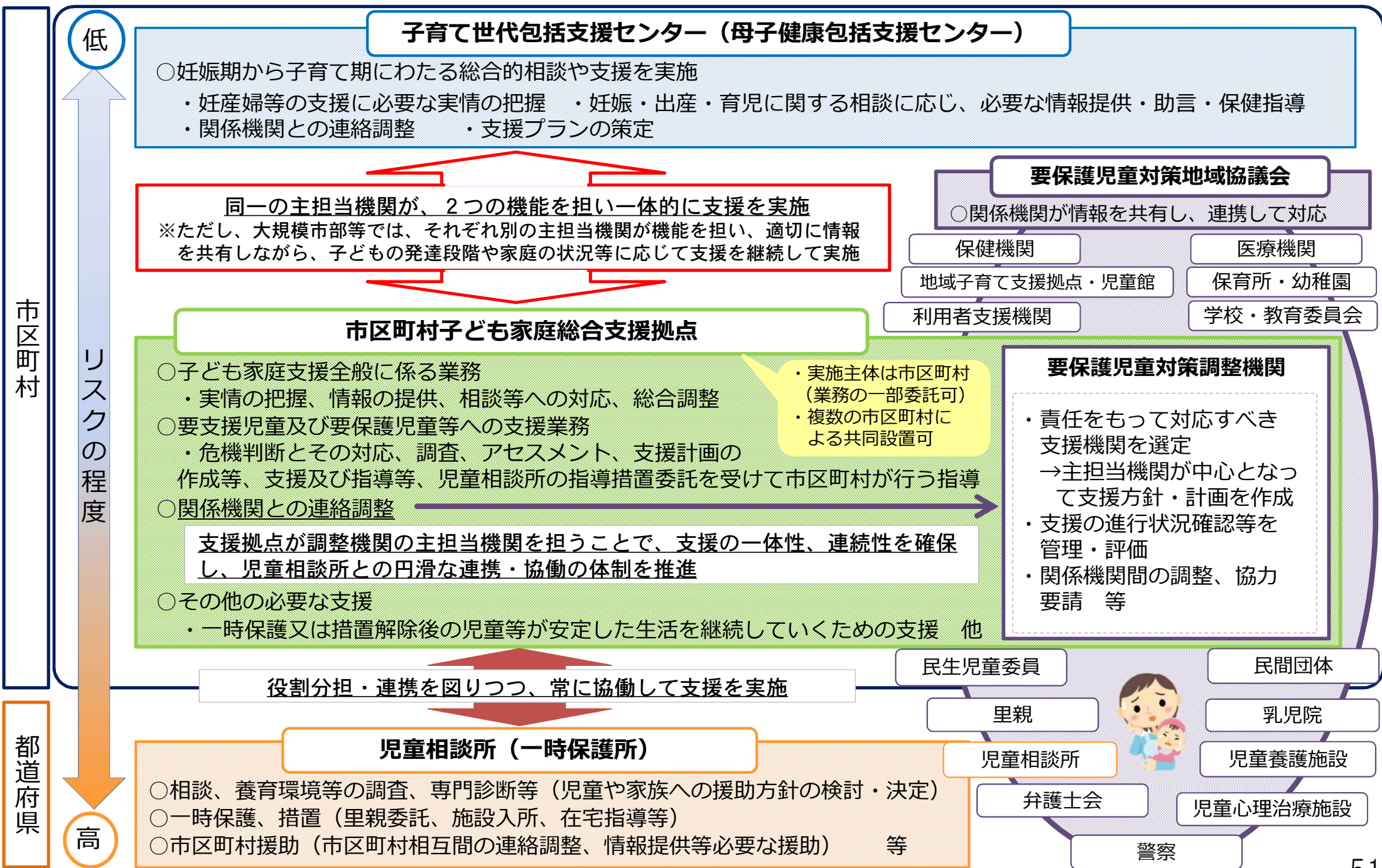
相談に対応できる職員が対応
※『相談に対応できる窓口へ自動転送』、
『相談に対応できる窓口を音声案内』含む

- ・ 児童虐待通告だけでなく子育てに関する悩み相談など、幅広く対応。
- ・ 発信した電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄の児童相談所につながる仕組み。
※ 携帯電話等でかけた場合には、コールセンターにつながり、オペレーターが対応する仕組み。
- ・ 児童相談所に接続された後の通話は有料 (固定電話の場合 8.5円/3分 携帯電話の場合 90円/3分)
※ 児童相談所につながるまで、料金は発生しない(固定電話)。 ※ 金額は代表例。距離等により異なる。
※ 必要な通告を行いやすい環境整備を行うために通話料を令和元年中に無料化する予定。

平成28年4月以降の改善内容

- 音声ガイダンスの短縮等の改善を実施し、189にかけてから児童相談所に電話がつながるまでの平均時間が約70秒から約30秒へ短縮。接続率も改善前(平成28年3月以前)と比較して向上。
※平成27年7月~平成28年3月までの平均接続率:11.4% → 平成28年4月~平成30年1月の平均接続率:19.9%
- 発信者の利便性向上を図るため、郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入し、音声ガイダンスに代わりオペレーターが対応する仕組みを平成30年2月から運用開始。

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)
 - 実施市町村数: 761市区町村(1, 436か所)(2018年4月1日現在) ➢ 2020年度末までに全国展開を目指す。
 - ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



子育て世代包括支援センターの実施状況 (H30.4.1時点：母子保健課調べ)

自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数					
北海道 32市町 [44か所]	南幌町	1	山形県 24市町 [26か所]	山形市	1	茨城県 19市町村 [29か所]	水戸市	2	東京都 35市区町村 [143か所]	千代田区	3	山梨県 14市町 [16か所]	甲府市	1				
	浦臼町	1		米沢市	1		日立市	3		川越市	1		港区	2	横浜市	56	甲斐市	1
	深川市	1		酒田市	1		土浦市	1		熊谷市	2		文京区	2	相模原市	3	中央市	1
	妹背牛町	1		新庄市	1		石岡市	1		川口市	5		台東区	2	横須賀市	1	韮崎市	2
	沼田町	1		寒河江市	1		結城市	1		行田市	1		墨田区	18	平塚市	1	南アルプス市	1
	石狩市	1		上山市	1		龍ヶ崎市	1		秩父市	1		江東区	4	藤沢市	2	北杜市	1
	当別町	1		村山市	2		笠間市	1		所沢市	3		品川区	4	小田原市	1	山梨市	1
	千歳市	1		長井市	1		取手市	5		飯能市	1		杉並区	5	茅ヶ崎市	1	笛吹市	1
	寿都町	1		天童市	1		牛久市	1		加須市	1		豊島区	5	逗子市	1	甲州市	1
	黒松内町	1		東根市	1		つくば市	4		本庄市	2		北区	4	秦野市	1	身延町	1
	室蘭市	1		尾花沢市	1		鹿嶋市	1		東松山市	1		板橋区	6	厚木市	1	富士川町	1
	苫小牧市	1		南陽市	1		潮来市	1		春日部市	1		練馬区	11	大和市	1	富士吉田市	2
	厚真町	1		山辺町	1		守谷市	1		狭山市	3		足立区	6	南足柄市	1	都留市	1
	北斗市	1		中山町	1		行方市	1		鴻巣市	2		葛飾区	12	綾瀬市	1	大月市	1
	今金町	1		河北町	1		鉾田市	1		深谷市	1		江戸川区	8	葉山町	1	長野市	1
	東神楽町	1		西川町	2		つくばみらい市	1		上尾市	2		八王子市	9	寒川町	1	松本市	5
	土別町	1		朝日町	1		東海村	1		越谷市	2		三鷹市	7	二宮町	1	上田市	1
	上富良野町	1		大石田町	1		河内町	1		戸田市	1		青梅市	1	中井町	1	岡谷市	1
	中富良野町	1		最上町	1		利根町	1		入間市	2		府中市	1	大井町	1	飯田市	1
	中頓別町	1		舟形町	1	宇都宮市	5	朝霞市		1	昭島市		1	松田町	1	諏訪市	1	
	北見市	1		高島町	1	足利市	2	志木市		1	調布市		2	山北町	1	須坂市	1	
	音更町	1		川西町	1	栃木市	1	和光市		5	町田市		10	開成町	1	小諸市	1	
	芽室町	1		白鷹町	1	鹿沼市	1	新座市		1	小平市		1	新発田市	1	伊那市	1	
	幕別町	1		遊佐町	1	日光市	1	桶川市		1	東村山市		1	阿賀野市	1	駒ヶ根市	2	
本別町	1	福島市	1	真岡市	1	久喜市	4	福生市		1	五泉市	1	中野市	1				
足寄町	1	郡山市	4	大田原市	1	富士見市	1	東大和市		1	燕市	1	飯山市	1				
釧路町	2	いわき市	7	矢板市	1	三郷市	1	東久留米市		1	長岡市	24	茅野市	1				
浜中町	1	白河市	1	那須塩原市	2	坂戸市	2	武蔵村山市		1	見附市	1	塩尻市	2				
弟子屈町	1	須賀川市	1	さくら市	2	羽村市	1	羽村市		1	出雲崎町	1	佐久市	5				
札幌市	11	田村市	1	那須烏山市	1	鶴ヶ島市	2	あきる野市		7	十日町市	1	東御市	2				
旭川市	2	南相馬市	1	下野市	1	日高市	2	瑞穂町		1	柏崎市	1	安曇野市	1				
函館市	1	伊達市	1	上三川町	1	ふじみ野市	3	大島町		1	妙高市	1	長和町	1				
青森県 3市町 [3か所]	黒石市	1	本宮市	1	益子町	1	伊奈町	1		新島村	1	上越市	14	辰野町	1			
	平川市	1	桑折町	1	茂木町	1	三芳町	1		八丈町	2	新潟市	8	箕輪町	1			
	鯨ヶ沢町	1	大玉村	1	市貝町	1	毛呂山町	1		神津島村	1	富山市	7	飯島町	1			
岩手県 9市町 [9か所]	盛岡市	1	天栄村	1	芳賀町	1	越生町	1	千葉市	6	高岡市	1	南箕輪村	2				
	花巻市	1	下郷町	1	壬生町	1	吉見町	1	銚子市	1	高崎市	1	中川村	1				
	遠野市	1	檜枝岐村	1	高根沢町	1	鳩山町	1	市川市	4	氷見市	1	高森町	1				
	一関市	1	只見町	1	那須町	1	ときがわ町	1	木更津市	1	黒部市	1	豊丘村	2				
	釜石市	1	南会津町	1	那珂川町	1	横瀬町	1	松戸市	3	砺波市	2	木曾町	1				
	滝沢市	1	西会津町	1	前橋市	1	皆野町	1	野田市	2	南砺市	1	生坂村	2				
	矢巾町	1	磐梯町	1	高崎市	7	長瀬町	1	茂原市	1	射水市	1	山形村	2				
	山田町	1	猪苗代町	1	桐生市	1	小鹿野町	1	成田市	1	立山町	1	池田町	1				
	洋野町	1	会津坂下町	1	沼田市	1	東秩父村	1	佐倉市	4	入善町	1	関市	1				
宮城県 8市町 [25か所]	仙台市	7	柳津町	1	館林市	1	毛呂山町	1	東金市	2	朝日町	1	羽島市	1				
	石巻市	10	三島町	1	藤岡市	1	越生町	1	習志野市	1	金沢市	4	恵那市	1				
	気仙沼市	1	金山町	1	みなかみ町	1	吉見町	1	柏市	4	七尾市	1	各務原市	1				
	名取市	1	昭和村	1			吉見町	1	市原市	1	小松市	1	山梨市	1				
	岩沼市	1	石川町	1			吉見町	1	我孫子市	1	輪島市	2	飛騨市	1				
	富谷市	1	玉川村	1			吉見町	1	鴨川市	1	加賀市	1	本巣市	4				
秋田県 6市町 [7か所]	柴田町	2	三春町	1			吉見町	1	鎌ヶ谷市	1	能美市	2	岐南町	1				
	松島町	2	小野町	1			吉見町	1	富津市	1	川北町	2	養老町	1				
	秋田市	2	広野町	1			吉見町	1	浦安市	3	津幡町	1	神戸町	2				
	大館市	1	葛尾村	1			吉見町	1	四街道市	1	内灘町	1	輪之内町	1				
	男鹿市	1					吉見町	1	袖ヶ浦市	1	敦賀市	1	坂祝町	1				
	湯沢市	1					吉見町	1	山武市	1	小浜市	1						
	仙北市	1					吉見町	1	酒々井町	2	大野市	1						
井川町	1					吉見町	1	栄町	1	勝山市	1							
						吉見町	1	東庄町	1	鯖江市	2							
						吉見町	1	九十九里町	1	あわら市	1							
						吉見町	1	長生村	1	越前市	1							
						吉見町	1	大多喜町	1	坂井市	2							
						吉見町	1			池田町	1							
						吉見町	1			越前町	1							
						吉見町	1			高浜町	1							

市区町村が直営で実施・・・1, 360ヶ所
民間(NPO法人等)に委託して実施・・・76ヶ所

自治体名			自治体名			自治体名			自治体名			自治体名			自治体名			自治体名			自治体名		
自治体名			自治体名			自治体名			自治体名			自治体名			自治体名			自治体名			自治体名		
自治体名			自治体名			自治体名			自治体名			自治体名			自治体名			自治体名			自治体名		
静岡県 24市町 [36か所]	静岡市	3	三重県 17市町 [49か所]	津市	15	大阪府 24市町 [69か所]	能勢町	1	和歌山県 15市町村 [19か所]	和歌山市	4	島根県 9市町村 [10か所]	松江市	1	徳島県 1市 [1か所]	鳴門市	1	佐賀県 8市町 [11か所]	佐賀市	1			
	浜松市	8		四日市市	1		吹田市	3		橋本市	1		雲南市	1		唐津市	2						
	沼津市	1		伊勢市	2		茨木市	1		有田市	2		出雲市	1		鳥栖市	1						
	熱海市	1		松阪市	2		四條畷市	1		御坊市	1		美郷町	1		多久市	1						
	三島市	2		鈴鹿市	1		八尾市	1		田辺市	1		邑南町	1		伊万里市	2						
	富士宮市	2		名張市	16		富田林市	1		紀美野町	1		浜田市	1		吉野ヶ里町	1						
	伊東市	1		尾鷲市	1		河内長野市	1		かつらぎ町	1		江津市	2		みやき町	2						
	島田市	1		亀山市	1		大塚狭山市	2		九度山町	1		吉賀町	1		大町町	1						
	富士市	1		いなべ市	1		太子町	1		湯浅町	1		知夫村	1		佐世保市	1						
	磐田市	1		木曾岬町	1		河南町	1		広川町	1		岡山市	1		今治市	1						
	掛川市	1		朝日町	2		泉大津市	1		有田川町	1		倉敷市	5		伊予市	1						
	藤枝市	1		多気町	1		和泉市	1		みなべ町	1		津山市	1		上島町	3						
	御殿場市	1		明和町	1		泉南市	1		上富田町	1		玉野市	1		高知市	1						
	袋井市	1		大台町	1		阪南市	1		太地町	1		井原市	1		室戸市	1						
	下田市	1	玉城町	1	忠岡町	1	北山村	1	総社市	1	安芸市	1											
	裾野市	1	大紀町	1	熊取町	1	奈良市	2	高梁市	1	南国市	1											
	御前崎市	1	紀宝町	1	田尻町	1	大和高田市	1	新見市	1	土佐市	1											
	菊川市	1	京都市	14	岬町	1	大和郡山市	1	備前市	1	須崎市	1											
	牧之原市	1	福知山市	1	高槻市	1	天理市	1	瀬戸内市	1	宿毛市	1											
	東伊豆町	1	舞鶴市	1	東大阪市	4	橿原市	1	赤磐市	1	土佐清水市	1											
	函南町	1	綾部市	1	豊中市	3	桜井市	1	真庭市	1	四万十市	1											
	小山町	2	宇治市	1	枚方市	1	五條市	1	美作市	1	香南市	1											
	吉田町	1	宮津市	1	大阪市	24	御所市	1	早島町	1	香美市	1											
	森町	1	亀岡市	1	堺市	15	生駒市	2	勝央町	1	いの町	1											
愛知県 34市町 [88か所]	名古屋市	16	京都府 17市町 [31か所]	城陽市	1	兵庫県 35市町 [70か所]	神戸市	12	奈良県 23市町村 [27か所]	香芝市	1	広島県 15市町 [42か所]	西栗倉村	1	福岡県 21市町 [33か所]	仁淀川町	1	鹿児島県 15市町村 [19か所]	都城市	1			
	豊橋市	2		向日市	1		姫路市	8		葛城市	2		広島市	8		佐川町	1		日南市	1			
	岡崎市	7		長岡京市	1		尼崎市	2		宇陀市	1		呉市	1		構原町	1		小林市	1			
	一宮市	3		八幡市	2		西宮市	8		三郷町	1		竹原市	1		日高村	1		日向市	1			
	瀬戸市	2		京丹後市	1		明石市	4		斑鳩町	1		三原市	1		大月町	1		えびの市	1			
	半田市	2		木津川市	1		芦屋市	1		川西町	2		尾道市	6		北九州市	7		綾町	1			
	春日井市	1		久御山町	1		宝塚市	1		田原本町	1		福山市	12		福岡市	7		高千穂町	1			
	豊川市	2		井手町	1		三田市	1		菅爾村	1		三次市	3		大牟田市	1		日之影町	1			
	津島市	3		宇治田原町	1		伊丹市	3		御杖村	1		東広島市	1		久留米市	1		鹿児島市	5			
	刈谷市	4		与謝野町	1		猪名川町	2		高取町	1		廿日市市	1		春日市	1		鹿屋市	1			
	安城市	2		大津市	7		加古川市	3		明日香村	1		府中町	2		那珂川町	1		枕崎市	1			
	犬山市	2		草津市	1		稲美町	1		王寺町	1		海田町	2		新宮町	1		出水市	1			
	常滑市	2		守山市	1		播磨町	1		野迫川村	1		熊野町	1		久山町	1		薩摩川内市	1			
	稲沢市	1		栗東市	1		高砂市	1		下北山村	1		坂町	1		粕屋町	1		霧島市	1			
	新城市	2	野洲市	1	小野市	1	鳥取市	3	北広島町	1	宗像市	1	志布志市	1									
	東海市	2	湖南市	2	加東市	1	米子市	1	神石高原町	1	芦屋町	1	奄美市	1									
	大府市	1	甲賀市	8	西脇市	1	倉吉市	2	下関市	9	水巻町	1	伊佐市	1									
	知多市	2	近江八幡市	1	三木市	1	境港市	1	宇部市	1	直方市	1	始良市	1									
	知立市	2	東近江市	4	加西市	1	岩美町	1	山口市	1	飯塚市	1	十島村	1									
	尾張旭市	4	日野町	1	福崎町	1	若桜町	1	萩市	1	宮若市	1	さつま町	1									
	高浜市	1	竜王町	1	神河町	1	智頭町	1	防府市	1	田川市	1	肝付町	1									
	岩倉市	2	彦根市	1	たつの市	1	八頭町	1	下松市	1	福智町	1	宇檢村	1									
	豊明市	1	愛荘町	1	太子町	1	三朝町	1	岩国市	1	大刀洗町	1	知名町	1									
	日進市	2	豊郷町	1	佐用町	1	湯梨浜町	1	光市	1	行橋市	1	今帰仁村	1									
	愛西市	2	長浜市	1	穴栗市	1	琴浦町	1	長門市	1	荇田町	1	沖縄県 2町村 [2か所]	南風原町	1								
	清須市	1	米原市	1	相生市	1	北栄町	2	周南市	1													
	北名古屋	3	高島市	1	赤穂市	1	日吉津村	1	山陽小野田市	1	上関町	1											
	みよし市	1			上郡町	1	大山町	1	周防大島町	1													
	あま市	4			豊岡市	1	南部町	1															
	長久手市	3			香美町	1	伯耆町	1															
	東郷町	2			朝来市	1	日南町	2															
	豊山町	2			養父市	1	日野町	1															
	大治町	1			篠山市	1	江府町	1															
					洲本市	1																	
				淡路市	2																		

761市区町村
1,436箇所

市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の内数（平成30年度予算：159億円→令和元年度予算：169億円）

1. 事業の目的

市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」と言う。）を整備・運営する際の財政支援を目的とする。

2. 事業の内容

市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号）に基づき、市区町村が、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う支援拠点を整備し、運営する。

支援拠点の具体的な業務内容は以下のとおり。

- ①子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）
- ②要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）
- ③関係機関との連絡調整
- ④その他の必要な支援

3. 実施主体

市区町村

※事業の一部の社会福祉法人等への委託可

4. 補助率

国：1／2（市区町村：1／2）

5. 補助単価（令和元年度）

○直営の場合（1支援拠点当たり）

小規模A型	3,725千円
小規模B型	9,502千円
小規模C型	15,781千円
中規模型	21,053千円
大規模型	39,057千円
上乗せ配置単価	2,715千円(1人当たり)

○一部委託の場合（1支援拠点当たり）

小規模A型	9,001千円
小規模B型	14,778千円
小規模C型	21,057千円
中規模型	31,605千円
大規模型	60,162千円
上乗せ配置単価	
常勤職員	5,646千円(1人当たり)
非常勤職員	2,715千円(1人当たり)

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況（2019年4月時点）

自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名	
北海道	旭川市	福島県	郡山市	千葉県	我孫子市	東京都	府中市	神奈川県	海老名市	長野県	飯田市	愛知県	豊田市	兵庫県	姫路市	島根県	松江市	福岡県	北九州市(7)
	千歳市		天栄村		香取市		昭島市		葉山町		諏訪市		豊橋市		明石市		益田市		久留米市
	石狩市		西会津町		山武市		調布市		寒川町		伊那市		一宮市		川西市		邑南町		小都市
	恵庭市		小野町		いすみ市		町田市		二宮町		駒ヶ根市		津島市		三田市		出雲市		宗像市
	上富良野町		水戸市		八王子市		小平市		箱根町		中野市		高浜市		養父市		倉敷市		古賀市
	中富良野町	つくばみらい市	千代田区	日野市	大井町	茅野市	常滑市	宍粟市	津山市	嘉麻市									
	中頓別町	境町	中央区	東村山市	湯河原町	塩尻市	大津市	たつの市	総社市	朝倉市									
	名寄市	宇都宮市	港区	国分寺市	三條市	千曲市	彦根市	福岡町	備前市	糸島市									
	帯広市	矢板市	新宿区	国立市	柏崎市	辰野町	長浜市	奈良市	東広島市	佐世保市									
	今金町	前橋市	文京区	福生市	新発田市	箕輪町	甲賀市	明日香村	下関市	諫早市									
	滝川市	桐生市	台東区	狛江市	十日町市	阿智村	東近江市	桜井市	宇部市	大村市									
	室蘭市	藤岡市	墨田区	東大和市	糸魚川市	木曾町	京都市(14)	三宅町	山口市	長与町									
	苫小牧市	富岡市	品川区	清瀬市	妙高市	生坂村	福知山市	葛城市	岩国市	宇城市									
	安平町	みどり市	目黒区	東久留米市	上越市	池田町	舞鶴市	田原本町	光市	合志市									
	青森県	三沢市	嬬恋村	大田区	武蔵村山市	阿賀野市	亀岡市	和歌山県	新宮市	長門市	熊本県	玉東町							
十和田市		狭山市	世田谷区(5)	多摩市	胎内市	八幡市	有田川町	鳥取市	山陽小野田市	多良木町									
岩手県	盛岡市	加須市	渋谷区	稲城市	出雲崎町	岐阜県	岐阜市	和歌山県	鳥取市	香川県	高松市	大分県	大分市						
	遠野市	ふじみ野市	中野区	羽村市	富山市		高山市		米子市		丸亀市		中津市						
宮城県	石巻市	和光市	杉並区(2)	あきる野市	滑川市	北方町	白川町	倉吉市	善通寺市	愛媛県	松山市	宮崎県	都城市						
	大和町	坂戸市	豊島区	西東京市	七尾市	白川町	豊中市	境港市	善通寺市		伊予市		串間市						
秋田県	秋田市	嵐山町	荒川区	瑞穂町	小松市	熱海市	大東市	若桜町	若桜町	高知県	伊予市	高知県	高鍋町						
	湯沢市	船橋市	板橋区	日の出町	輪島市	焼津市	門真市	智頭町	三朝町		香南市		いの町	那覇市					
山形県	上山市	船橋市	練馬区	三宅村	加賀市	藤枝市	池田市	三朝町	琴浦町	鳥取県	鳥取市	鳥取県	鳥取市						
	長井市	柏市	足立区	相模原市(3)	能美市	袋井市	箕面市	琴浦町	北栄町		鳥取市								
	高島町	館山市	葛飾区	鎌倉市	福井市	富士市	能勢町	北栄町	大山町		鳥取市								
	小国町	木更津市	江戸川区	藤沢市	あわら市	伊東市	摂津市	北栄町	日野町		鳥取市								
	白鷹町	松戸市	立川市	茅ヶ崎市	越前市	伊豆市	藤井寺市	北栄町	日野町		鳥取市								
	飯豊町	鴨川市	武蔵野市	秦野市	南越前町	島田市	河南町	北栄町	日野町		鳥取市								
	庄内町	浦安市	三鷹市	厚木市	高浜町	磐田市	熊取町	北栄町	日野町		鳥取市								
	南房総市	青梅市	伊勢原市	山梨県	甲府市														

設置自治体数	283
設置か所数	332

※ 1つの自治体で複数箇所設置している場合、括弧内に箇所数を記載している。

乳児家庭全戸訪問事業（概要）

1. 事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

（児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業）

2. 事業の内容

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3） ※国、地方ともに消費税財源

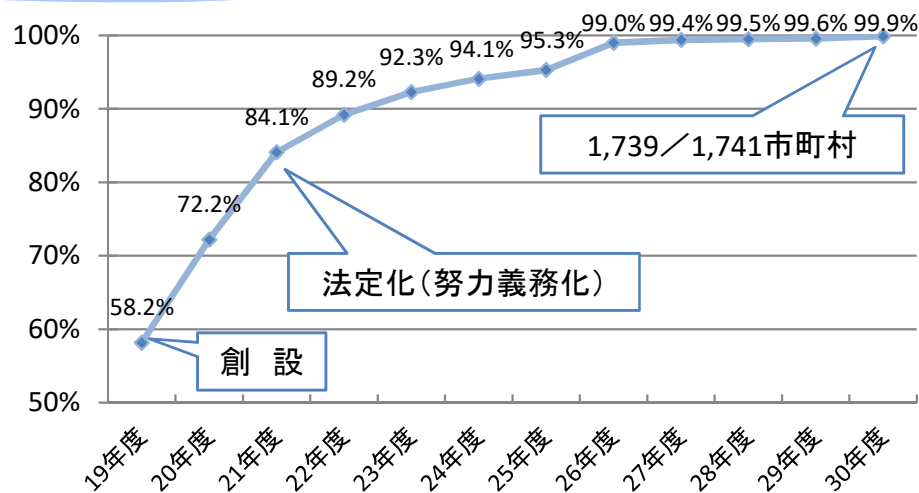
(1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

- ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

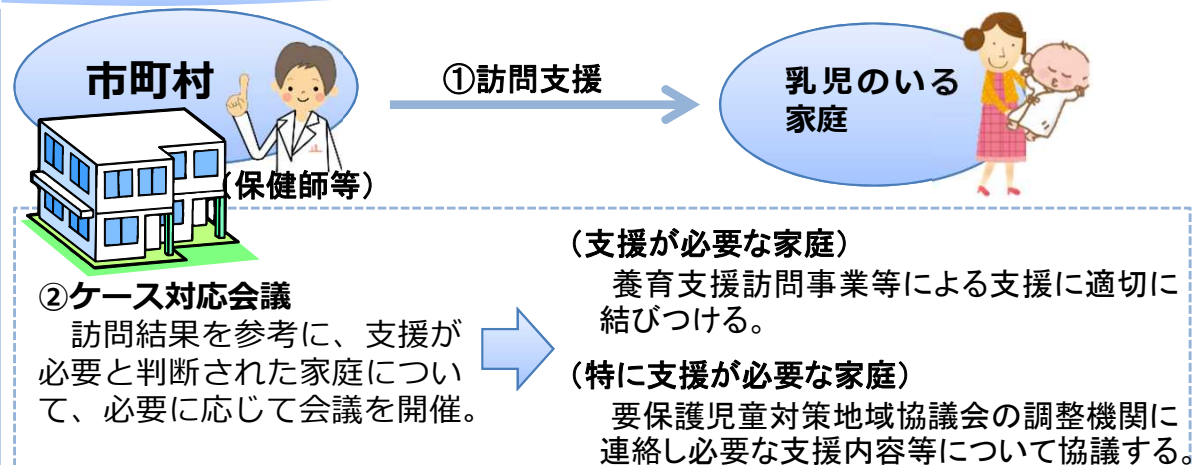
(2) 訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

(3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 実施率の推移



4. イメージ図



養育支援訪問事業（概要）

1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

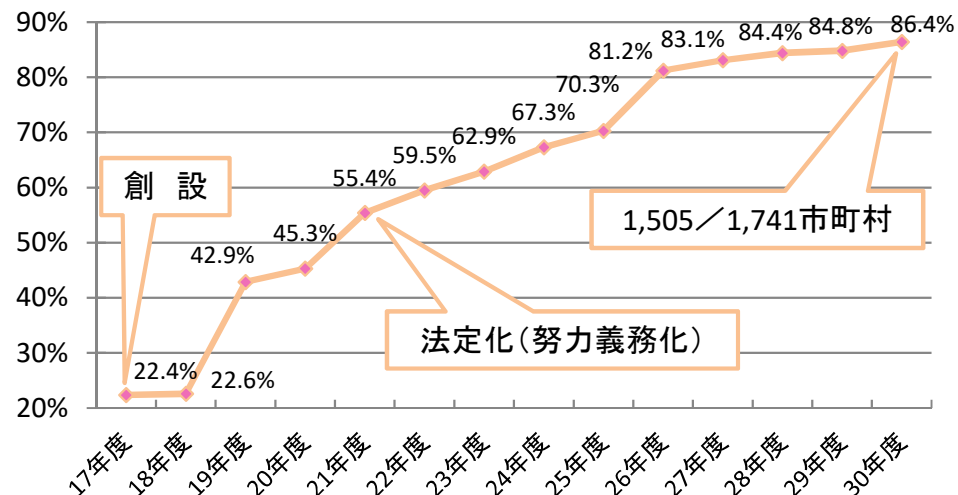
（児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業）

2. 事業の内容

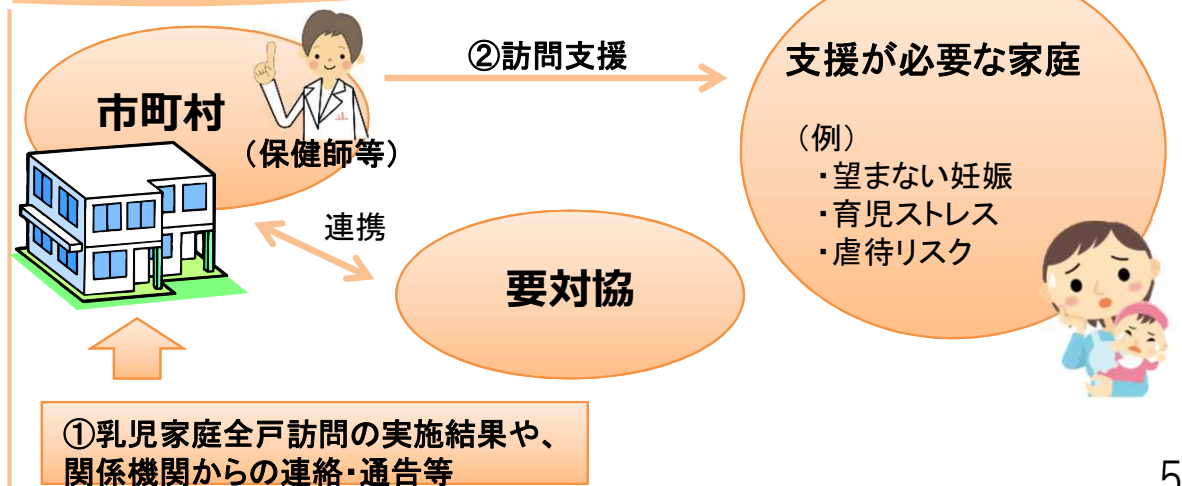
内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3） ※国、地方ともに消費税財源

- 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。
 - （1）妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
 - （2）出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
 - （3）不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
 - （4）児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。
- 訪問支援者（事前に研修を実施）
 - ・専門的相談支援・・・保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等
 - ・育児・家事援助・・・子育て経験者、ヘルパー等

3. 実施率の推移



4. イメージ図



要保護児童対策地域協議会の概要

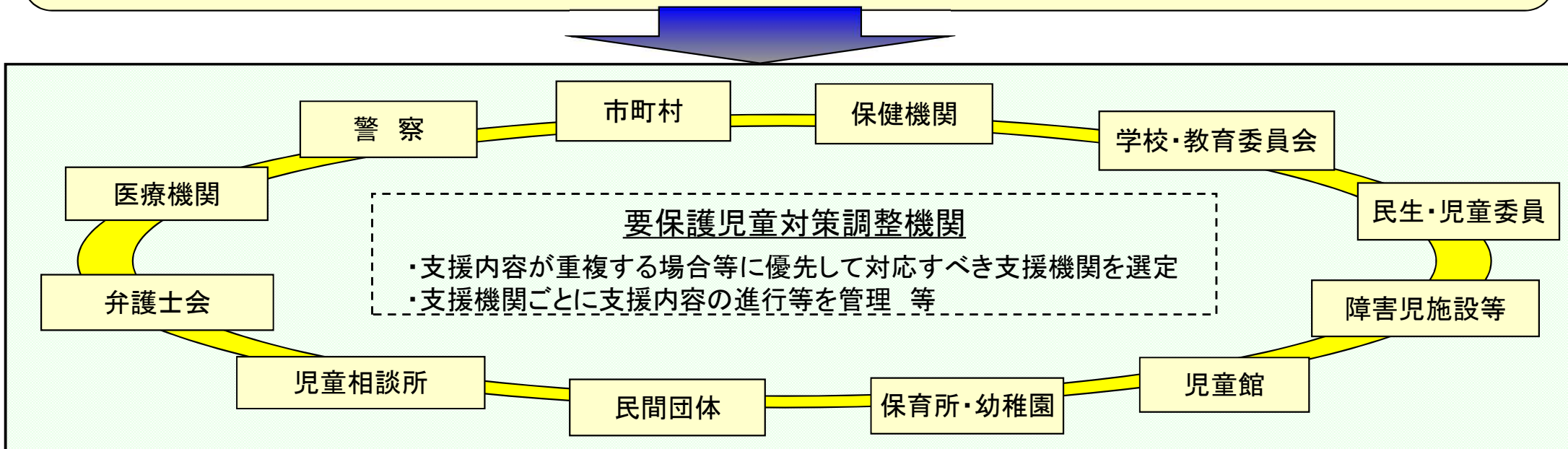
果たすべき機能

支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報 の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



		平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置している市町村数(※)		1,726 (99.1%)	1,727 (99.2%)	1,735 (99.7%)
登録ケース数(うち児童虐待)		191,806 (92,140)	219,004 (97,428)	260,018 (101,807)
調整機関 職員数	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,800	1,663	1,944
	② その他専門資格を有する職員	3,873	3,403	3,564
	③ ①②以外の職員(事務職等)	3,647	2,967	2,727
	④ 合計	9,320	8,033	8,235

※平成27、28年度：4月1日時点 平成29年度：4月1日時点(設置している市町村数、登録ケース数)、2月調査時点(調整機関職員数)

【出典】平成27,28年度：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成29年度：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

要保護児童対策地域協議会の構成機関

＜平成29年4月1日時点、複数回答可＞

区分		合計	比率	
要保護児童対策地域協議会		1,735	—	
行政機関	児童福祉主管課	1,288	74.2% ※	
	母子保健主管課	1,197	69.0%	
	児童福祉・母子保健統合 主管課	583	33.6%	
	福祉事務所 (家庭児童相談室)	813	46.9%	
	保健センター	872	50.3%	
	教育委員会	1,726	99.5%	
	保健所	1,333	76.8%	
	児童相談所	1,713	98.7%	
	障害福祉主管課	1,132	65.2%	
	警察署	1,713	98.7%	
	法務局	721	41.6%	
	家庭裁判所	94	5.4%	
	その他	565	32.6%	
	関係機関	病院・診療所	921	53.1%
		小児科	597	34.4%
		産科・産婦人科	258	14.9%
精神科		236	13.6%	
歯科		294	16.9%	
その他診療科		407	23.5%	
保育所		1,448	83.5%	
幼保連携型認定こども園		675	38.9%	
幼稚園		1,051	60.6%	
小学校		1,517	87.4%	
中学校	1,493	86.1%		
特別支援学校	417	24.0%		

区分		合計	比率
関係機関	児童館	357	20.6%
	放課後児童クラブ	406	23.4%
	利用者支援事業所	286	16.5%
	地域子育て支援拠点	418	24.1%
	乳児院	127	7.3%
	児童養護施設	370	21.3%
	情緒障害児短期治療施設	42	2.4%
	児童自立支援施設	38	2.2%
	児童家庭支援センター	220	12.7%
	障害児施設	142	8.2%
	配偶者暴力相談支援センター	159	9.2%
	その他	238	13.7%
	関係団体	医師会（産科医会及び小児科 医会を除く）	1,019
産科医会		85	4.9%
小児科医会		88	5.1%
歯科医師会		428	24.7%
看護協会		22	1.3%
助産師会		40	2.3%
P T A全国協議会		176	10.1%
弁護士会		161	9.3%
社会福祉協議会		965	55.6%
民生児童委員協議会		1,606	92.6%
人権擁護委員		1,094	63.1%
N P O法人		202	11.6%
里親会		72	4.1%
学識経験者		157	9.0%
その他	402	23.2%	

※児童福祉主管課が構成機関に入っていない自治体においては、児童福祉主管課と名称は異なる部署（児童福祉・母子保健統合主管課、母子保健課等）に、児童福祉を主に担当している担当が含まれており、1,735自治体でその児童福祉の担当が構成機関となっていない自治体はない。

要保護児童対策地域協議会調整機関への専門職の配置状況

<平成30年2月調査時点>

〔上段：配置市区町村数
下段：配置率〕

区分	市区					町	村	合計
	市区	指定都市・児童相談所設置市	市・区 (30万人以上)	市・区 (10万人～30万人未満)	市・区 (10万人未満)			
地域協議会設置数	(814)	(22)	(62)	(201)	(529)	(740)	(181)	(1,735)
①児童福祉司たる資格を有する者	500	20	54	159	267	200	32	732
	61.4%	90.9%	87.1%	79.1%	50.5%	27.0%	17.7%	42.2%
②これに準ずる者 ※保健師、助産師、看護師、 保育士、教員、児童指導員	274	2	8	39	225	370	114	758
	33.7%	9.1%	12.9%	19.4%	42.5%	50.0%	63.0%	43.7%
③社会福祉主事	15	0	0	1	14	4	5	24
	1.8%	0.0%	0.0%	0.5%	2.6%	0.5%	2.8%	1.4%
合 計	789	22	62	199	506	574	151	1,514
	96.9%	100.0%	100.0%	99.0%	95.7%	77.6%	83.4%	87.3%

※厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ（平成29年度調査）。複数職員を配置している市町村については、数字の小さい区分を優先して計上している。

(参考)	766	20	61	192	493	480	122	1,368
平成28年4月1日時点の合計	93.6%	90.9%	98.0%	97.0%	92.7%	65.2%	68.9%	79.2%

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ（平成28年度調査）

要保護児童対策地域協議会の運営のイメージ

○協議事項や地域の実情に応じて会議を設定し、効果的な情報交換、意見交換を進める。

代表者会議

協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。

- ① 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- ② 実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価

実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

- ① 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- ② 定期的に(例えば3か月に1度)、全ての虐待ケースについての状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を実施
- ③ 要保護児童等対策を推進するための啓発活動
- ④ 協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

個別ケース検討会議

- ※ 個別の要保護児童等について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該要保護児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。
- ※ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。
 - ① 要保護児童等の状況の把握や問題点の確認(危険度や緊急度の判断)
 - ② 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
 - ③ ケースの主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)の決定
 - ④ 実際の援助、介入方法(支援計画)の検討
- ※ 各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要

※ 協議会は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

※ この協力要請は、協議会の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能。

里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	
			11,730世帯	4,245世帯	5,424人		ホーム数	347か所
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	9,592世帯	3,326世帯	4,134人			
		専門里親	702世帯	196世帯	221人			
		養子縁組里親	3,781世帯	299世帯	299人			
	親族里親	560世帯	543世帯	770人	委託児童数	1,434人		

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	140か所	605か所	46か所	58か所	227か所	154か所
定員	3,900人	32,253人	1,892人	3,637人	4,648世帯	1,012人
現員	2,706人	25,282人	1,280人	1,309人	3,789世帯 児童6,346人	573人
職員総数	4,921人	17,883人	1,309人	1,838人	1,994人	687人

※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成30年3月末現在)

※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成29年10月1日現在)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成29年10月1日現在)

※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成29年3月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	1,620か所
地域小規模児童養護施設	391か所

里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成20年3月末の10.0%から、平成30年3月末には19.7%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	72.6	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100

※「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。

ファミリーホームは、平成29年度末で347か所、委託児童1,434人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

里親等委託率

（資料）福祉行政報告例（各年度末現在）※平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

都道府県市別の里親等委託率の差

69都道府県市別里親等委託率（平成29年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

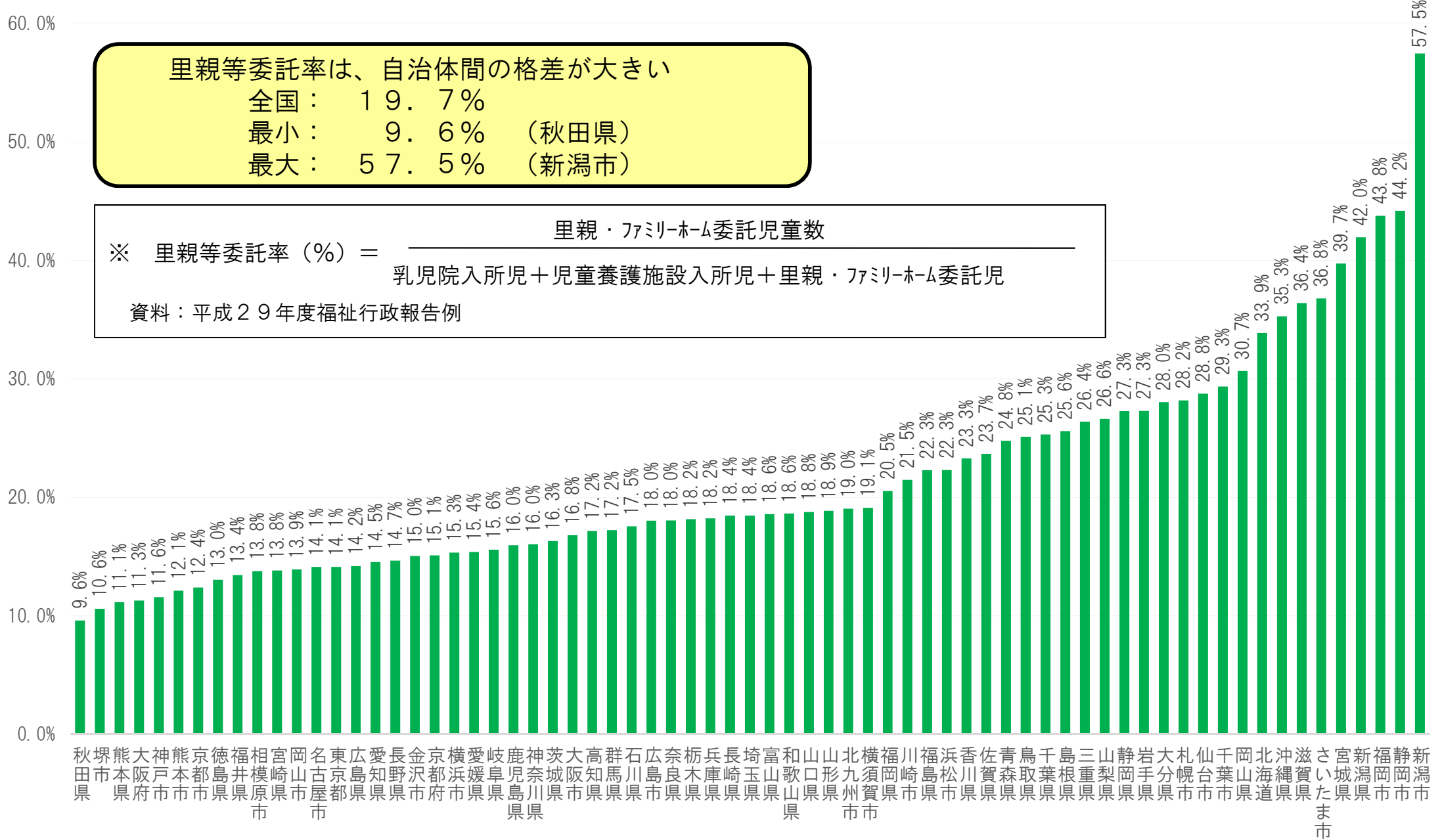
全国： 19.7%

最小： 9.6%（秋田県）

最大： 57.5%（新潟市）

$$\text{※ 里親等委託率（\%）} = \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$$

資料：平成29年度福祉行政報告例

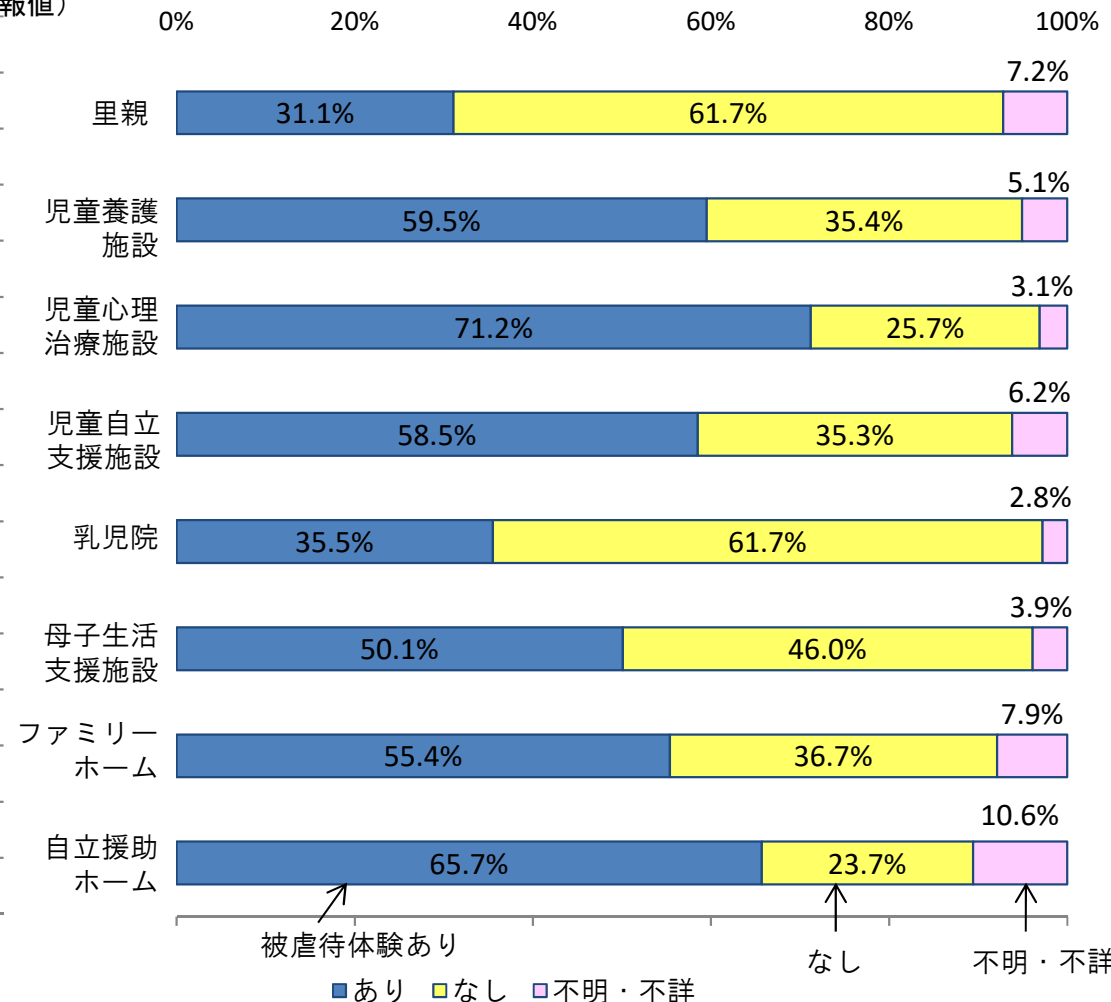
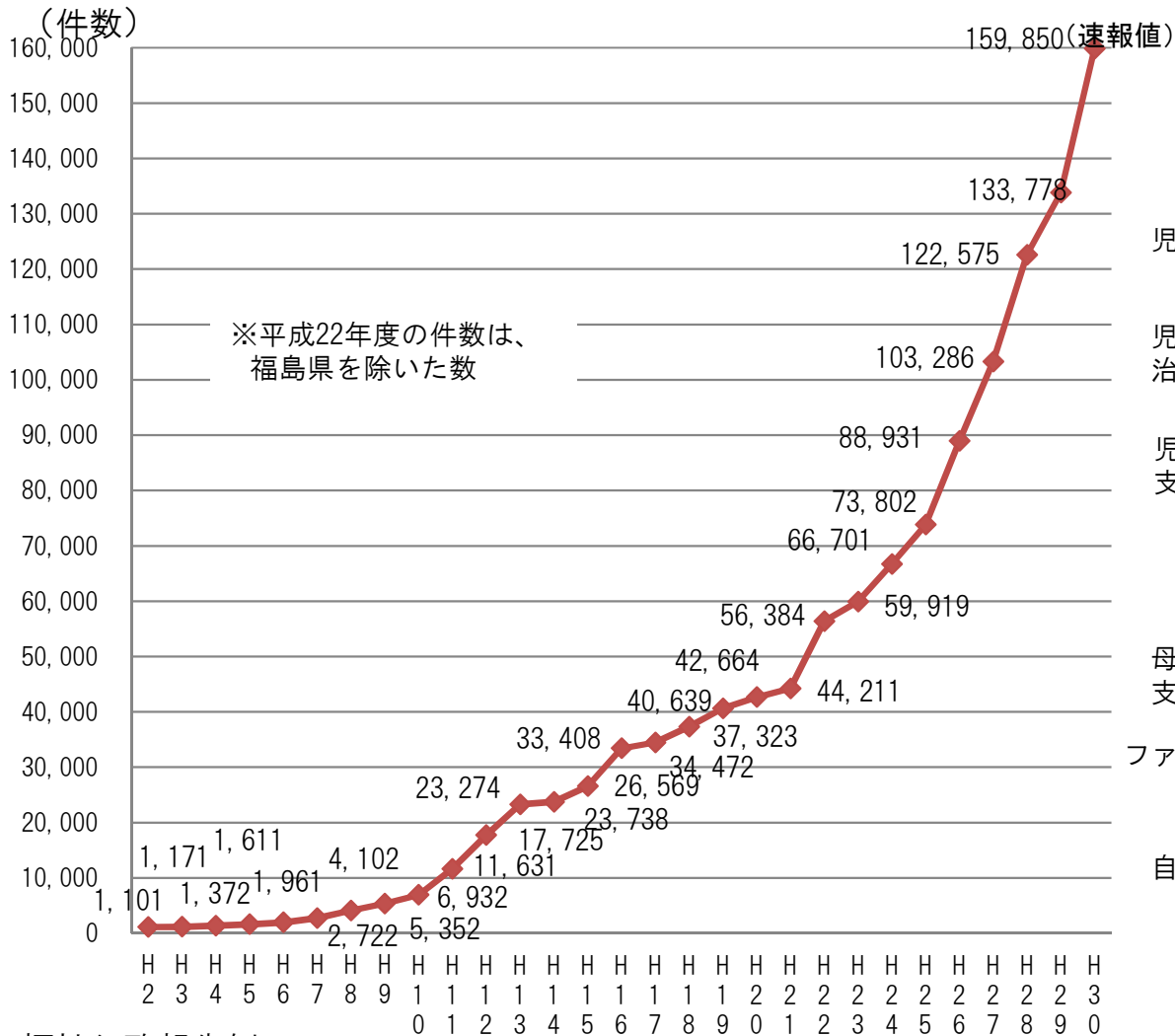


虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成30年度には約13.7倍に増加（平成30年度は速報値。）。

○ 里親に委託されている子どものうち約3割、乳児院に入所している子どものうち約4割、児童養護施設に入所している子どものうち約6割は、虐待を受けている。



(参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H25	H15	H4	S58	H25	H15	H4	S58
0歳～ 5歳	4,047 [13.5]	5,421 [17.8]	4,128 [15.4]	4,610 [14.4]	15,864 [52.9]	16,704 [54.9]	14,330 [53.6]	16,400 [51.2]
6歳～ 11歳	10,899 [36.4]	12,408 [40.8]	10,138 [37.9]	13,820 [43.1]	9,923 [33.1]	10,010 [32.9]	9,124 [34.1]	12,330 [38.5]
12歳～ 17歳	13,401 [44.7]	11,448 [37.6]	11,597 [43.4]	13,110 [40.9]	4,143 [13.8]	3,642 [12.0]	3,247 [12.1]	3,310 [10.3]
18歳 以上	1,607 [5.4]	1,119 [3.7]	856 [3.2]	500 [1.6]	14 [0.0]	9 [0.0]	— —	— —
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均年齢	11.2歳	10.2歳	11.1歳	10.2歳	6.2歳	5.9歳	6.4歳	6.0歳

注) 総数には年齢不詳を含む。

②在籍児童の在籍期間

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

	H25	H15	H4	S58
4年未満	14,842 [49.5]	17,415 [57.3]	13,709 [51.3]	17,880 [55.8]
4年以上～ 8年未満	8,143 [27.2]	7,705 [25.3]	7,237 [27.1]	8,990 [28.1]
8年以上～ 12年未満	4,733 [15.8]	3,737 [12.3]	4,346 [16.3]	4,190 [13.1]
12年以上	2,105 [7.0]	1,530 [5.0]	1,415 [5.3]	980 [3.1]
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均期間	4.9年	4.4年	4.7年	4.3年

注) 総数には期間不詳を含む。

③児童の措置理由（養護問題発生理由）

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

	H25	H15	H4	S58		H25	H15	H4	S58
(父・母・父母の) 死亡	663[2.2]	912[3.0]	1,246[4.7]	3,070[9.6]	(父・母の) 就労	1,730[5.8]	3,537[11.6]	2,968[11.1]	220[0.7]
(父・母・父母の) 行方不明	1,279[4.3]	3,333[11.0]	4,942[18.5]	9,100[28.4]	(父・母の) 精神疾患等	3,697[12.3]	2,479[8.2]	1,495[5.6]	1,760[5.5]
父母の離婚	872[2.9]	1,983[6.5]	3,475[13.0]	6,720[21.0]	虐待（放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否）	11,377[37.9]	8,340[27.4]	4,268[16.0]	2,890[9.0]
父母の不和	233[0.8]	262[0.9]	429[1.6]	630[2.0]	破産等の経済的理由	1,762[5.9]	2,452[8.1]	939[3.5]	
(父・母の) 拘禁	1,456[4.9]	1,451[4.8]	1,083[4.1]	1,220[3.8]	児童問題による監護困難	1,130[3.8]	1,139[3.7]	1,662[6.2]	
(父・母の) 入院	1,304[4.3]	2,128[7.0]	3,019[11.3]	4,090[12.8]	その他・不詳	4,476[14.9]	2,400[7.9]	1,199[4.5]	2,340[7.3]
					総数	29,979[100.0]	30,416[100.0]	26,725[100.0]	32,040[100.0]

都道府県社会的養育推進計画の策定要領〈概要〉（2018年7月6日）

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- ・ その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- ・ 今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- ・ 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
- ・ 各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
- ・ 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。
- ・ 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- | | |
|------------------------------------|--|
| (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 | (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 |
| (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー） | (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 |
| (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 | (8) 一時保護改革に向けた取組 |
| (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み | (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 |
| (5) 里親等への委託の推進に向けた取組 | (10) 児童相談所の強化等に向けた取組 |
| | (11) 留意事項 |

4. 項目ごとの策定要領

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・ 平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定すること。
- ・ 国においては、必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行う。

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

- ・ 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。
- ・ 併せて社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求めることとし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこととする。

(3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

①市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・ 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及、市区町村の支援メニュー（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実、母子生活支援施設の活用について、都道府県の行う支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。
- ・ 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画（都道府県の行う取組）を策定すること。

②児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組

- ・ 児童家庭支援センターの機能強化の計画および設置に向けた計画（設置時期・設置する地域）を策定すること。

(4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・ 代替養育を必要とする子ども数を見込むこと。

＜代替養育を必要とする子ども数の見込みの推計方法の例＞

子どもの人口（推計・各歳毎）×代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む。）＝代替養育を必要とする子ども数

- ・ 算式1・算式2※により算出された数値をそれぞれ明らかにした上で、里親等委託が必要な子ども数を見込むこと。

代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）×里親等委託が必要な子どもの割合※＝里親等委託が必要な子ども数

※算式1 乳児院に半年以上、児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数等を基に機械的に算出

算式2 現に施設入所している全ケース（又は一部）のうち、里親等委託が必要な子ども数を洗い出して算出

（注）里親等委託が必要な子ども数については、家庭養育優先原則の理念に基づき、現状における委託可能な里親数等にとらわれず、子どもの状態や希望等に基づき判断すること。

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

① フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

- ・ 都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）の実施体制の構築に向けた計画を策定すること。
- ・ 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築すること。

② 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

- ・ 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計すること。その上で、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率の実現に向けて、2024年度時点及び2029年度時点における里親等委託率の目標を設定するとともに、必要な里親数等が確保されるべき時期の見込みを明らかにすること。
- ・ 国においては、「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。なお、数値目標の設定は、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために必要な取組を計画的に進めるためのものである。個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。
国としては、必要な支援策を講じるとともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年、公表する。

(6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・ 特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること。
- ・ 子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなど、特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握すること。その上で、実際の縁組には、実親との関係が子どもにとってどのような意味を持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して検討すること。
- ・ 国としても、各都道府県における特別養子縁組の成立件数の集計・公表を行うとともに、特別養子縁組制度のより一層の活用を検討を促していく観点から、概ね5年以内に年間1,000人以上の縁組成立を目指し、それらの情報を基に、制度への理解を進めるための広報の展開や養子縁組に関わる制度の在り方の検討、民間機関への支援などを講じていく。

(7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①施設で養育が必要な子ども数の見込み

- ・ 「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、(4)の算式1及び算式2で算出された「里親等委託が必要な子ども数」をそれぞれ減じて算出された数値を明らかにした上で、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出すること。
- ・ 算出された必要数が現状を下回る場合、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることはないよう、十分な受け皿を確保することに留意し、見込みを算出すること。

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。
- ・ 児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要である。
- ・ こうした考え方のもと、今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先して進めていくこと。
- ・ なお、大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法が考えられるが、どちらの場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定すること。過渡的にユニット化する場合でも
 - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うこと。
- ・ 既存の施設内ユニット型施設についても、概ね10年程度を目標に、小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて、積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のような心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。
- ・ 小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

(8) 一時保護改革に向けた取組

- ・ 「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護所の必要定員数、一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等、一時保護改革に向けた計画を策定すること。

(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・ 平成28年改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備されたこと等を踏まえて、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施に向けた計画（実施予定時期、実施メニュー）及び自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取組について、実施に向けた計画を策定すること。

(10) 児童相談所の強化等に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

- ・ 平成28年改正児童福祉法附則第3条の趣旨は全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、各都道府県における具体的な計画を策定すること。

②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

- ・ 児童相談所における各都道府県等（児童相談所）職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。

(11) 留意事項

- ・ 各都道府県においては、この計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、2019年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、計画の策定を待つことなく、2018年度から
 - ① フォスタリング機関による包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含めて、実施機関やその配置の調整・検討
 - ② 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化・地域分散化に向けて、各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
 - ③ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
 - ④ 里親等委託が必要な子ども数の調査 等について、可能なものから、順次速やかに取組を進めること。
- ・ なお、国としても、児童虐待防止対策の強化に向けた更なる対応を検討していくこととしており、具体的な内容については追ってお示しする。その内容も踏まえて、速やかに取組を進めること。
- ・ 全面的な見直し後の計画期間は2029年度を終期とし、2020年度から2024年度、2025年度から2029年度ごとの各期に区分して策定すること。計画の進捗状況について、毎年度検証するとともに、2020年度から2024年度の期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること。なお、国においては、区分された期間内でも毎年度ごとの都道府県の進捗状況を把握、評価し、公表するとともに、必要な支援策を検討する。

婦人保護事業の概要

1. 根拠法等

- ① 売春防止法(昭和31年制定)
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(13年制定/16年・19年・25年改正)
- ③ 人身取引対策行動計画(平成16年12月)→人身取引対策行動計画(2009・2014)
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定/25年改正・28年改正)

2. 対象女性 (「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<局長通知>)

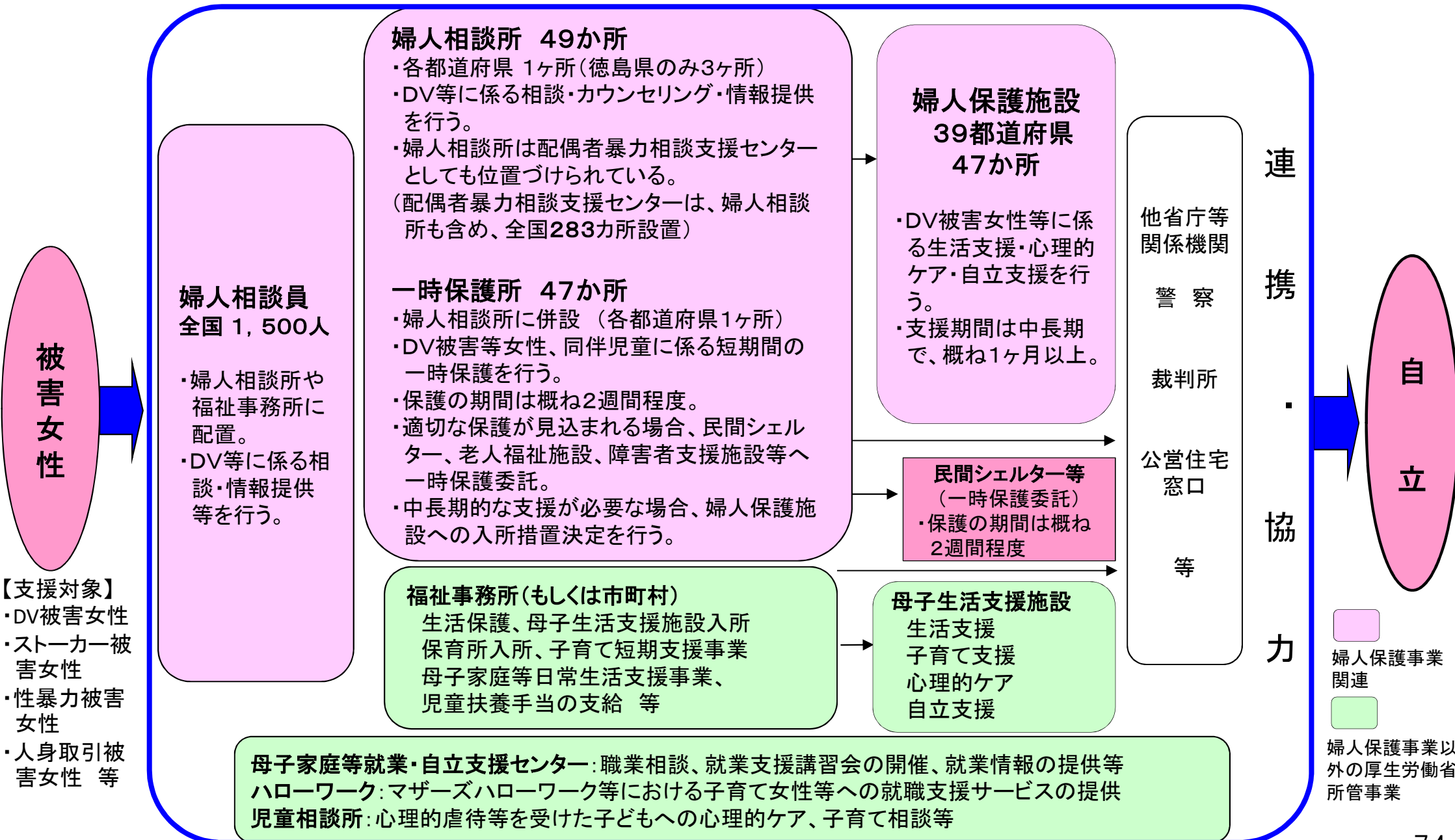
- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤ 人身取引被害者(婦人相談所における人身取引被害者への対応について<課長通知>)
- ⑥ ストーカー被害者(「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<課長通知>)

3. 実施機関等

- ① 婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)及び一時保護所
- ② 婦人相談員(都道府県婦人相談所・市福祉事務所等)
- ③ 婦人保護施設(都道府県・社会福祉法人)
- ④ この他、①の一時保護の委託先として母子生活支援施設・民間シェルター等

婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせることで被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



(注) 婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数 は平成30年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は平成31年1月17日現在

婦人相談員の配置状況(機関別)

平成30年4月1日現在

	本 庁	支庁・ 地方事務所	福祉事務所	婦人相談所	その他	計 (人)
都道府県	1	84	142	218	37	482
市	245	23	604	6	140	1,018
計	246	107	746	224	177	1,500

※東京都特別区(23区)を含む。

(厚生労働省子ども家庭局調べ)

※婦人相談員については、売春防止法第35条の規定により、都道府県知事は委嘱するものとし、市長は委嘱することができることされている。

（パラ26）

2006年の体罰に関する一般的意見第8号に関し、委員会は、前回総括所見パラ48を想起し、締約国に以下を要請する。

- （a） 家庭、代替的監護及び保育環境、並びに刑事施設を含め、あらゆる環境において、法律、特に児童虐待防止法及び民法によって、どんなに軽いものであっても、全ての体罰を明示的かつ完全に禁止すること。
- （b） 意識啓発キャンペーンの強化、並びに前向き、非暴力的かつ参加型の形態の子育て及びしつけの推進によるものを含め、あらゆる環境において実質的な体罰を無くすための措置を強化すること。

11. 委員会は、体罰を、どんなに軽いものであっても、有形力が用いられ、かつ、何らかの苦痛または不快感を引き起こすことを意図した罰と定義する。ほとんどの場合、これは手または道具—鞭、棒、ベルト、靴、木さじ等—で子どもを叩くという形で行なわれる。しかし、たとえば、蹴ること、子どもを揺さぶったり投げたりすること、引っかくこと、つねること、かむこと、髪を引っ張ったり耳を打ったりすること、子どもを不快な姿勢のままにさせること、薬物等で倦怠感をもよおさせること、やけどさせること、または強制的に口に物を入れること（たとえば子どもの口を石鹸で洗ったり、辛い香辛料を飲み込むよう強制したりすること）をとこなう場合もありうる。委員会の見解では、体罰はどんな場合にも品位を傷つけるものである。（略）
14. 委員会は、子ども、とくに乳幼児の養育およびケアのためには、子どもを保護するための身体的な行動および介入が頻繁に必要とされることを認識する。これは、何らかの苦痛、不快感または屈辱感を引き起こすために意図的かつ懲罰的に行なわれる有形力の行使とは、まったく別である。私たちは、おとなとして、保護のための身体的行動と懲罰的な暴行との違いを承知している。子どもに関わる行動との関連でこのような区別を行なうことは、けっしてむずかしいことではない。どの国の法律も、明示的にせよ黙示的にせよ、懲罰を目的としない、人々を保護するために必要な有形力の行使は認めている。
15. 委員会は、教員その他の者、たとえば施設にいる子どもや法律に抵触した子どもとともに働いている者が危険な行動に直面し、その統制のために合理的な抑制手段を用いることが正当化される、例外的状況が存在することを認識する。ここでも、子どもその他の者を保護する必要性を動機とする有形力の行使と、罰するための有形力の行使との違いは明確である。必要最小限の有形力をもっとも短い必要な期間のみ行使するという原則が、常に適用されなければならない。詳細な指針および訓練も必要である。このような指針および訓練は、抑制手段を用いる必要性を最小限に抑えるためにも、また状況に比例した安全な手段のみが用いられることを確保し、かつ統制の形態としての苦痛が意図的に加えられることがないようにするためにも、必要とされる。

○ 学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○ 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（平成25年3月13日付け24文科初第1269号文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）(抄)

2 懲戒と体罰の区別について

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

3 正当防衛及び正当行為について

(1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。

(2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。

また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

➤ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

（親権の行使に関する配慮等）

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

➤ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第四十七条

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

➤ 民法（明治29年法律第89号）

（監護及び教育の権利義務）

第八百二十条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

（懲戒）

第八百二十二条 親権を行う者は、第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

➤ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

（児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。